

2023 DISCLOSURE - なかのごうの現況 -



(当組合ホームページ)



なかのこうのちかい

中ノ郷信用組合は創業精神である隣人愛による相互扶助を基調に、役職員の全力を結集して、地域最良の金融機能を発揮します。

1. 地元の豊かな街づくり、組合員の幸せづくりに奉仕します。
2. 役職員の創意を尊重し、職場の活性化を図り共感経営の実をあげます。
3. 組合員の共有財である組合基盤の維持と、発展に徹します。

目次

なかのこうのちかい	1
令和4年度決算概況とご挨拶	2
SDGsへの取り組み	3
総代会だより	5
総代のご紹介	7
組織の状況・役員紹介	8
令和4年度決算の概況 健全性(自己資本比率)	9
令和4年度決算の概況 安全性(不良債権)	10
経営姿勢 お客さま本位の業務運営に関する基本方針	11
法令等遵守体制	
リスク管理体制	12
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
反社会的勢力に対する基本方針	
金融商品に係る勧誘方針	
個人情報保護について	14
障がい等をお持ちの方に配慮した取り組みについて	15
「受領証」「預り証」「受取書」の発行について	
中小企業経営改善及び地域活性化の取り組み	16
地域の金融円滑化への取り組みについて	
経営者保証に関するガイドラインへの対応について	
金融仲介機能のベンチマーク	
CS(顧客満足度)アンケート結果	18
地域密着金融の推進・取り組み(トピックス)	19
サークル活動等のご案内	21
なかのこうの店舗網	23
あゆみ 資料編	24
財務諸表 貸借対照表	25
財務諸表 損益計算書・報酬体系について	31
経営者責任に関する確認書・外部監査の状況	33
主要な業務の状況を示す指標	34
預金に関する指標	36
貸出金等に関する指標	37
協法開示債権及び金融再生法開示債権	38
その他業務	41
自己資本の充実の状況	42
営業のご案内	49

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

中ノ郷信用組合の歌

作詞 鐘田研一
作曲 大中寅二

- | | | |
|--|---|--|
| <p>(1) 大震災の しょうどの中に
おいたちし わが中ノ郷
協同の 力と汗に
結ばれて われ人とともに
生くるなり
匂え 輝け さくらのごとく
誇りに満ちて 進み行かん</p> | <p>(2) 理想に燃えて 先駆者達が
けむり濃き ロッチデールに
かかげたる 灯は受けつがれ
共栄の組織とこころ
ここにあり
歌え 踊れよ 男子も女子も
たかひに手をとって 進み行かん</p> | <p>(3) 平和と愛の 協同社会
築かんと 願うこころの
とうとさよ みちは一すじ
そこにあり 団結 貯蓄
相互扶助
叫べ 働け 戦士のごとく
荒波こえて 進み行かん</p> |
|--|---|--|

令和4年度決算概況とご挨拶

第95期通常総代会が6月16日(金)本店4階ホールにて開催され、令和4年度事業報告書報告並びに貸借対照表、損益計算書、剰余金処分及び令和5年度事業計画、業務計画・収支予算案が承認されましたことを、ここにご報告申し上げます。

さて、2022年の世界経済は、全体としては回復しつつあるものの、ウクライナ情勢によるエネルギーや食料の供給懸念が相まって物価上昇が一段と進行了。この下で、各国では金融引締めが進展し、また、金融市場では、先行きの不確実性の高まりがみられています。

こうした中、日本経済は、経済活動の正常化が進むもとで公的支援策の実施もあり内需等を中心に回復傾向にあります。企業部門では、製造業のけん引により、収益の回復が持続し設備投資は、大企業中心に回復してきました。しかしながら、物価上昇下での実質所得の減少から、実質消費支出が減少傾向となりました。日本経済の課題としては、少子化によって、労働投入が構造的に低下しており、少子化対策、経済対策を着実に実行して行き、デジタル化・脱炭素化等の成長分野の民需を活発化させることが重要です。また、入国制限の緩和によるサービス、インバウンド消費回復を要因とした経済活動の活発化や、ウィズコロナを見据えた各種政策による経済波及が期待されますが、世界的な金融引締めが続いている中、日本銀行の金融施策によっては、急激な金利上昇も見込まれ十分注意する必要があります。

当組合は、組合員の皆様をはじめ地域のおお客様の永年にわたるご愛顧により、本年6月で創立95周年を迎えることが出来ました。心より御礼申し上げます。更なる100周年という将来を見据え、地域に寄り添い、お取引先の更なる発展のための事業支援を行っていくことが最重要課題と認識し、多様化する顧客ニーズへの対応と質の高いサービスの提供のため、役職員の全力を結集し地域最良の金融機能の発揮を実現して参ります。今後とも、皆様の変わらぬご支援と更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和5年7月
中ノ郷信用組合
理事長 吉川 洋之

令和4年度決算概況

(1) 自己資本比率	14.27% (国内基準4%)	(2) 自己資本額	17,356百万円
(3) 当期純利益	373百万円	(4) 出資配当金	年3%割合
(5) 預金積金残高	198,504百万円(前年対比1,011百万円減少)		
(6) 貸出金残高	94,994百万円(前年対比3,294百万円増加)		

経営方針

1. 組合員、お客様のニーズを満たす、地域に根差した、金融機関を目指します。
2. 組織の活性化を行い、経営管理(ガバナンス)態勢の強化に努めます。
3. 収益力を強化して、自己資本の充実に努めます。
4. 健全性を強化して、資産内容の充実に努めます。



中ノ郷信用組合「SDGs宣言」

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標」です。基本理念である「誰一人取り残さない」を目的に世界共通の17分野の目標（ゴール）とそれを達成させるため169項目の具体的目標（ターゲット）から構成され、2030年を期限に貧困の根絶や格差是正、環境保護、働きがい等の世界的優先課題に取組み、持続可能な社会の実現を目指すものです。

中ノ郷信用組合は、「隣人愛による相互扶助を基調に、役職員の全力を結集して、地域最良の金融機能を発揮し、地元の豊かな街づくり、組合員の幸せづくりに奉仕する」の創業精神のもと、金融業務に止まらず地域経済の活性化のため、環境、文化・教育、福祉、防犯など、さまざまななかたちで地域社会の発展に取り組んでいます。

当組合の取組みは、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念と合致するものであり、今後さらに取組みを強化して地域社会の持続的成長に寄与することを宣言します。

令和2年10月1日
中ノ郷信用組合
理事長 吉川 洋之

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



中ノ郷信用組合「SDGs」への具体的取組み

1. 地域経済の活性化



- 働きがいも経済成長も
- 産業と技術革新の基盤をつくろう
- パートナシップで目標を達成しよう
- 事業性評価に基づく融資・支援推進
- 創業支援のための融資取組み及び地域クラウド交流会の共催
- 事業支援・経営改善に向けた経営相談の実施～東京都中小企業再生支援協議会、中小企業診断士との連携
- 財務・税務コンサルティングサポート～TKC東・東京会との連携
- 事業承継のための支援取組み～東京都信用組合協会、東京商工会議所、日本政策金融公庫との連携
- 「しんくみ食のビジネスマッチング展」による販路開拓支援
- 「新現役交流会」による人材マッチングの取組み
- 不動産業者・建設業者とのビジネスマッチングによる連携
- 新型コロナウイルス感染症拡大に対する積極的な金融支援

2. 地域社会への貢献



- 貧困をなくそう
- すべての人に健康と福祉を
- 質の高い教育をみんなに
- 住み続けられるまちづくりを
- 子育て世代の方向けの応援積金「みらい」の取扱い推進ならびに子育て支援ローン・教育ローンの取扱い推進
- 認知症サポーターの育成
- 視覚障がい者の方にも対応したATMの設置
- 年金相談会の開催
- 年金受給者の方向けの「すみれ定期預金」の取扱い推進
- 地域行事への参加、店舗周辺の清掃活動、「こども110番」の実施
- 店舗のホール・会議室の無料貸出
- 振込め詐欺・カード詐欺被害の未然防止への取組み
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化
- 献血運動への参加
- 「しんくみピーターパンカード」に基づく寄付金贈呈
- チャリティー型飲料自動販売機設置による子供の貧困対策支援

3. 環境保全に対する取組み



- エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- つくる責任 つかう責任
- 気候変動に具体的な対策を
- 環境認証制度（エコアクション21）の全店舗取得
- 節電・省エネルギーへの積極的取組み
- 環境配慮型金融商品「エコ定期預金」、「エコローン」の取扱い推進
- 環境配慮型店舗の導入、LED照明への切替促進
- 環境配慮型通帳の導入実施
- クールビズの実施
- ペーパーレス化に向けたタブレット端末の導入
- ペットボトルキャップ回収・リサイクルの取組み

4. 人材育成への取組み



- ジェンダー平等を実現しよう
- 働きがいも経済成長も
- プロセス評価の導入を含めた人事考課制度の見直し
- 各種資格取得・検定試験に向けた奨励・支援ならびに内外研修への参加・実施
- 女性活躍推進法に基づいた女性職員の雇用環境整備の推進

◇第95期通常総代会のご報告

第95期通常総代会は令和5年6月16日（金）午後4時より、本店4階ホールにて開催されました。総代現員216名中、出席208名（うち委任状出席99名）、欠席8名にて総代会が成立し、開会が宣言され、理事長挨拶に続いて議長選出、下記議案が説明審議を経て承認されましたことをご報告申し上げます。



【報告事項】

令和4年度事業報告書報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 令和4年度貸借対照表、損益計算書、及び附属明細書承認の件
- 第2号議案 令和4年度剰余金処分案承認の件
- 第3号議案 優先出資消却の件
- 第4号議案 令和5年度事業計画案及び業務計画・収支予算案承認の件
- 第5号議案 役員任期満了による改選の件
- 第6号議案 役員退任に伴う退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 組合員除名の件

総代会の仕組み(役割)

◇総代会制度について

信用組合は組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、組合員一人一票の議決権を持ち、「総会」を通じて組合の経営に反映することとなります。この「総会」は法律で定められた必要議決事項のほか定款に反しない限り、必要議決事項以外の事項についても議決することができる、組合の最高の意思決定機関です。

なお、信用組合には、組合員の総数が法定数(200人)をこえる組合について、定款の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められており、中ノ郷信用組合をはじめ大多数の信用組合はこの総代会を採用しております。

◇総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款、及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

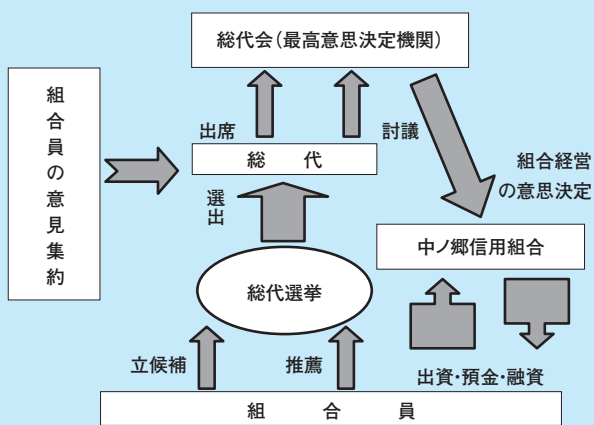
(1) 総代の選出方法

総代は組合員であること、かつ定款第16条で定める組合員の除名事項に該当していないことが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補、(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

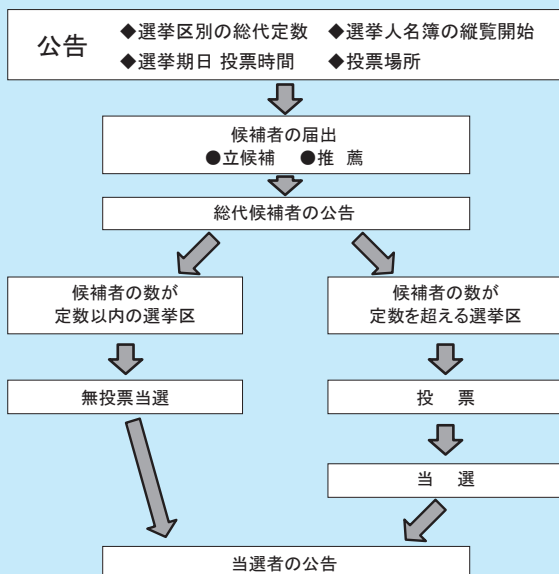
(2) 総代の任期・定数

定款第30条の2,3の規程により、総代の任期は3年、総代の定数は180人以上220人以内となっております。なお、当組合は選挙区を17の区に分け、総代の選出を行っています。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。(令和5年3月31日現在の組合員総数は25,061人です。)



当組合では、総代会に限定することなく、組合員アンケートや組合員懇話会、異業種交流会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

◇総代選挙までの手続き

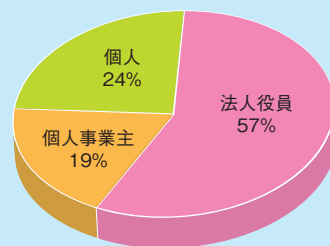


◇総代会の地区別定数

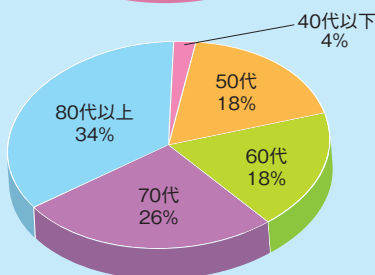
選挙区定数			
選挙区称	該当地区		定数
第1地区	本店	取引組合員	35名
第2地区	寺島支店	取引組合員	18名
第3地区	滝野川支店	取引組合員	15名
第4地区	大森支店	取引組合員	10名
第5地区	葛飾支店	取引組合員	18名
第6地区	鐘ヶ淵支店	取引組合員	9名
第7地区	石原支店	取引組合員	10名
第8地区	堀切支店	取引組合員	14名
第9地区	立花支店	取引組合員	14名
第10地区	南小岩支店	取引組合員	8名
第11地区	立石支店	取引組合員	11名
第12地区	新小岩支店	取引組合員	6名
第13地区	小石川支店	取引組合員	17名
第14地区	江戸川橋支店	取引組合員	14名
第15地区	板橋支店	取引組合員	8名
第16地区	三崎町支店	取引組合員	7名
第17地区	京橋支店	取引組合員	6名
			定数合計 220名

◇総代各位の業種別・年齢別構成(令和5年5月31日現在)

【総代業種別構成】



【総代年齢別構成】



【組合員の推移】

区分	令和3年度	令和4年度
個人	23,576	22,037
法人	3,058	3,024
合計	26,634	25,061

総代のご紹介

敬称略(令和5年6月16日現在・総数216名 五十音順)

第一区(本店)

34名

石井嘉一郎◆ 石上喜一郎① 稲垣 明男① 井上 章◆ 上原 允子◆ 大越 哲男◆ 大庭 一之② 川崎 由子◆ 木島 修輔①
後藤 守宏◆ 五月女利夫◆ 島田 和幸◆ 高田 義康◆ 高野 智仁② 田中 隆② 塚越 稔◆ 寺内 幸雄◆ 徳野 義雄◆
外山 和男◆ 長嶋 武男④ 中村 信雄③ 中山 重樹① 西野 健一◆ 花野井基夫◆ 原間井祐司④ 樋口 昌利③ 平尾ひろみ①
藤田 正興② 古澤 孝修② 細田 歌子◆ 南澤 清隆◆ 茂木フミ子◆ 吉村 章③ 吉村 公男②

第二区(寺島支店)

18名

石田 博保◆ 市川 清① 岩井 保王③ 大島 敏雄③ 大塚 亨④ 多 孝忠① 鎌田 晶夫② 木原 淳雅④ 倉井 正俊①
小池 百泉◆ 佐藤 志郎③ 杉森 廣久◆ 豊岡 勉③ 平林 貞夫◆ 松本 孝次③ 村田 憲一④ 森野 清孝◆ 若槻 洋二①

第三区(滝野川支店)

15名

大川 薫◆ 大芝 弘治④ 大谷 清◆ 小川 洋子② 小田真二郎◆ 金子 康明② 上村 保◆ 篠原 嗣夫③ 清水 拓④
清水 徳幸② 千葉 善愛◆ 羽田二思子◆ 原田 聖子◆ 三上智恵子◆ 金子 幸禮 修◆

第四区(大森支店)

10名

飯合佐代子③ 糟谷 利章◆ 加藤 精一③ 加藤 秀与② 幾世永 宏◆ 小林 正和① 滝内満貴子② 福田 説子④ 増田 一雄②
山崎 秀矩◆

第五区(葛飾支店)

17名

青山 博光④ 赤尾国太郎① 江澤 平八◆ 荻野 和映◆ 菊地 一見① 日下部幸男④ 熊木 寛③ 倉品 茂① 佐竹 芳武◆
嶋田 貫一◆ 出口 伸幸② 芳賀 康行◆ 橋本 朝夫◆ 馬場修一郎◆ 浜崎 浩人④ 引本 利生④ 二葉 晃司③

第六区(鐘ヶ淵支店)

9名

勝村 高淑① 加藤 武平◆ 川島 章僖◆ 関口 慶治◆ 高橋 昭雄④ 戸田 好昭④ 平川 隆之① 法量 洋④ 村松 賢二◆

第七区(石原支店)

10名

井上 巖◆ 栗原 征也③ 高木 利夫◆ 富田 昭二◆ 成田 正勝◆ 林 英俊◆ 堀 政孝◆ 松本 良一◆ 安沢 吉昭◆
山本宇一郎◆

第八区(堀切支店)

14名

青島 裕◆ 宇田川芳男◆ 金杉 源市◆ 久下 保雄◆ 越家 輝雄◆ 坂本 浩成◆ 桜井 昇◆ 佐々木晃昭◆ 佐藤 信一①
高橋 一郎◆ 津野田 博◆ 一杉 昌宏② 柳原 弘文◆ 吉田 和重◆

第九区(立花支店)

14名

阿部 勲夫◆ 飯塚 一夫② 飯田 一男③ 一松 紀行◆ 岩澤 宏太② 宇田川裕高③ 神戸 要一◆ 君島 耀子④ 斉藤 隆①
柴原 裕子③ 戸部 雅史① 松沢 隆正◆ 松村 昌幸② 松村 昌幸② 吉住 巖◆

第十区(南小岩支店)

8名

阿部 昇◆ 大類 次郎◆ 白鳥 征巳◆ 長島 利夫① 中村 宏◆ 平林 きよ② 水上 昇③ 村田 清一②

第十一区(立石支店)

11名

相 晋① 蘭草 学③ 石井 伸征② 入江 生夫④ 黒沢智加良① 田畑 英哉◆ 成澤裕喜男◆ 仁ノ平昌彦③ 深澤 範男◆
増田 唯之◆ 森田 政雄◆

第十二区(新小岩支店)

6名

遠藤 正浩② 小山 信光◆ 関下 末直① 古川 直③ 松浦 健二① 矢島 和夫②

第十三区(小石川支店)

17名

岩井 良夫◆ 宇佐美誠三◆ 薄井 士郎◆ 岡部 幸司③ 奥山 裕一② 木村 秀政② 武 みゆき② 常川 和勇◆ 中村 忍◆
中村 英二② 名古屋悦行◆ 原 武久◆ 原 日座 功◆ 星野 光志① 松本 彦造◆ 三好 裕司③ 矢野 剛◆

第十四区(江戸川橋支店)

14名

淡路 茂雄◆ 猪野 英二◆ 今枝 秀一③ 氏家 真二① 北原 晁彦◆ 小関 善達◆ 島田 和夫◆ 田中 靖博◆ 野村 裕幸②
松崎 英夫◆ 松村 辰夫◆ 安井 彰◆ 若木 久男② 渡辺 正男◆

第十五区(板橋支店)

6名

池田 武文① 小原 清① 金井 務◆ 北爪 紀久◆ 小松 康悦◆ 吉澤 健④

第十六区(三崎町支店)

7名

池田三勇四◆ 石坂 善久② 加藤 照夫① 中村 千尋◆ 萩原 尚弘◆ 水野 純治① 山岡 総一◆

第十七区(京橋支店)

6名

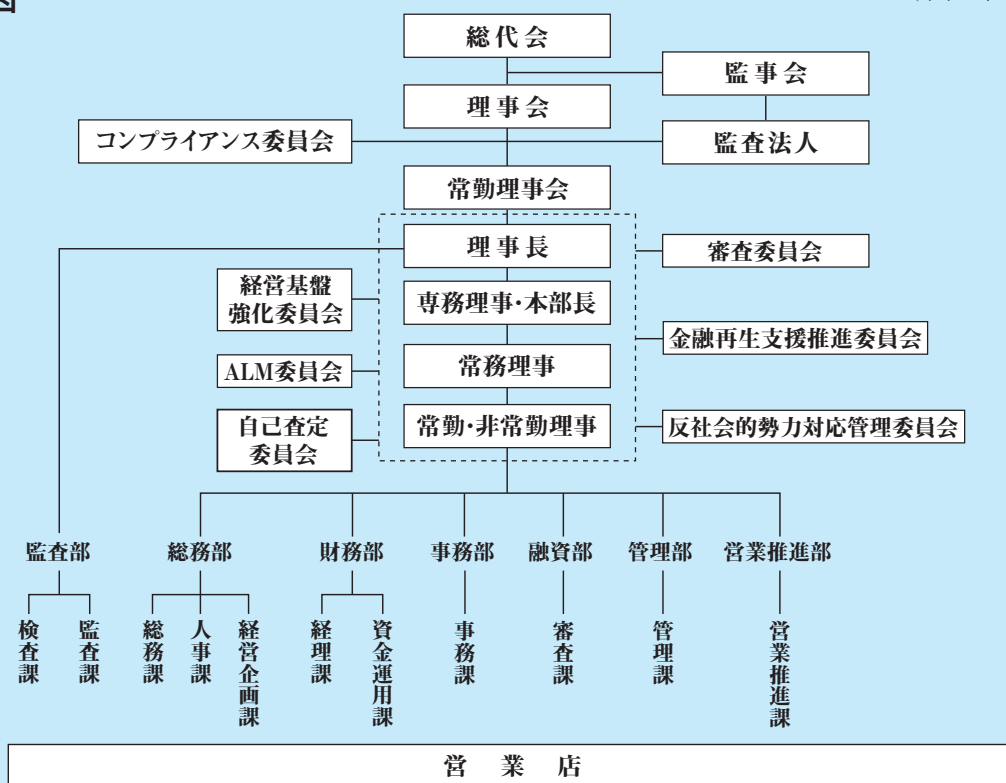
白倉 勲◆ 北見 芳夫◆ 橋本 勝政◆ 堀江 周司◆ 松澤 清④ 村上 文一①

(注)氏名の後に就任回数を丸数字で記載しております。就任回数が5回以上の場合は◆で示しております。

組織の状況

組織図

(令和5年6月16日現在)



役員紹介

(令和5年6月16日現在)



非常勤理事 佐藤 清春(※)
 常勤理事 本店・石原支店長 須田 信広
 専務理事 本部長 渡辺 勉
 常務理事 総務部長 菊地 芳重
 常勤理事 融資部長 多田 道明
 非常勤理事 西山 真一
 理事長 吉川 洋之



常勤監事
 芦田 浩



非常勤監事
 葭葉 裕子



非常勤監事
 (員外監事)
 堀江 知洋

● 退任役員紹介

長川 康一 常勤監事 平成21年6月より常勤理事に就任され14年間務められました。
 宮本 克己 監事 平成29年6月より非常勤監事に就任され6年間務められました。

※当組合は職員出身者以外の理事1名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上と組合運営の適切化に努めております。

令和4年度決算の概況(健全性)

金融機関の健全性は自己資本比率の高さにあります。

● 自己資本額は17,356百万円で前年対比 243百万円増加しております。

自己資本比率は、金融機関の健全性・安全性を示す代表的な指標であるといわれていますが、令和4年度の実績は14.27%となり、国内で営業を行う金融機関に求められる基準である4%に対し3.5倍の比率となっており、健全性の高さを維持しております。当組合は今後も堅実経営に徹し、内部留保に努め、自己資本の充実に取組んでまいります。

図1 自己資本比率の推移

単位：%

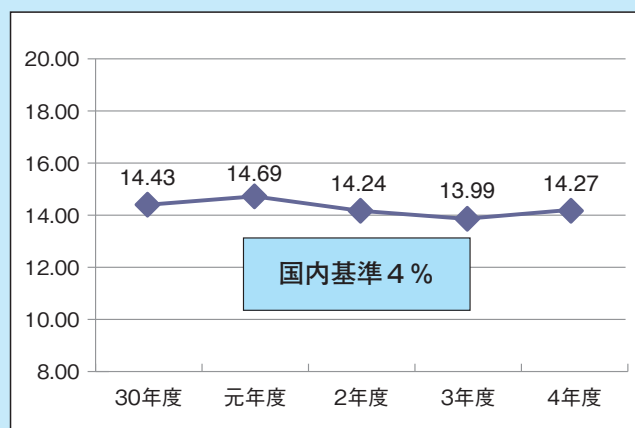


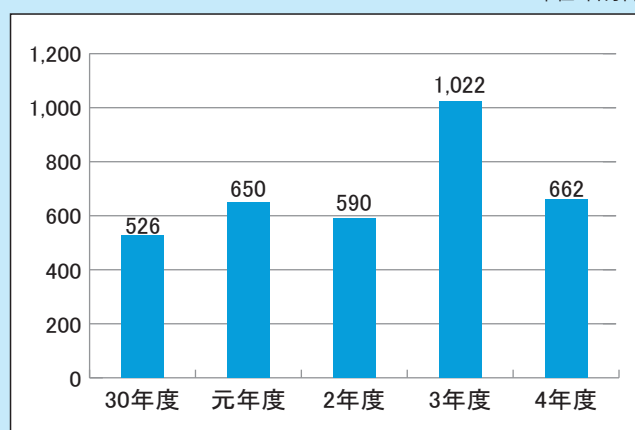
図2 自己資本額の推移

単位：百万円



図3 業務純益の推移

単位：百万円



主な経営指標

主な経営指標	令和3年度	令和4年度
自己資本額	17,112百万円	17,356百万円
自己資本比率	13.99%	14.27%
業務純益	1,022百万円	662百万円
実質業務純益	1,035百万円	636百万円
コア業務純益	724百万円	843百万円
経常利益	612百万円	507百万円
当期純利益	457百万円	373百万円

図4 経常利益の推移

単位：百万円

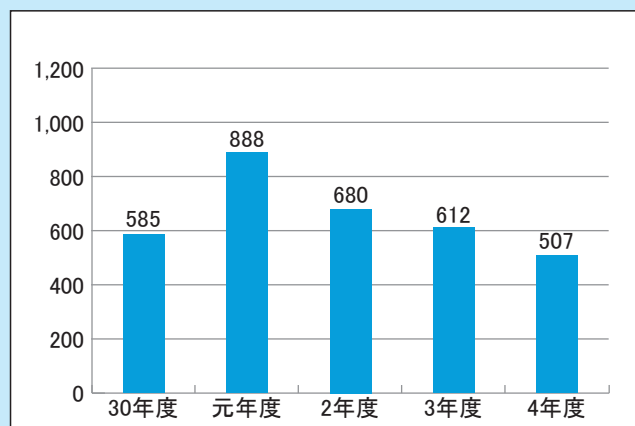
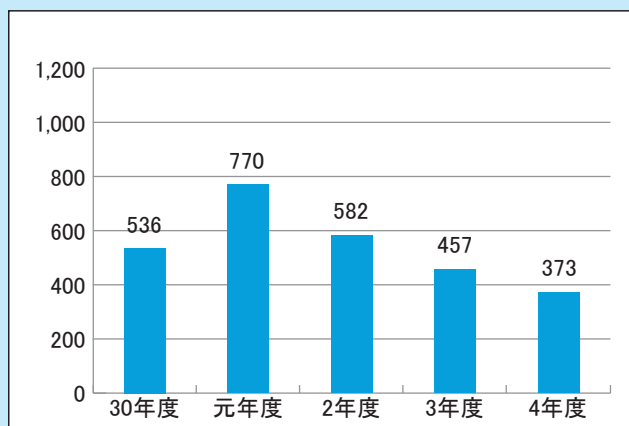


図5 当期純利益の推移

単位：百万円



令和4年度決算の概況(安全性)

1. 不良債権(金融再生法開示)

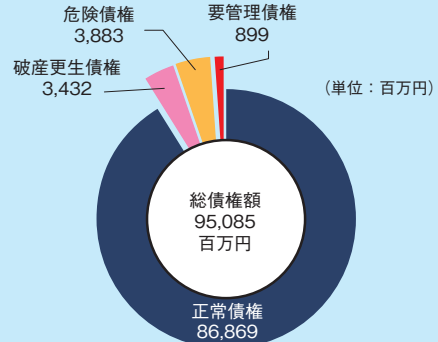
不良債権額は前年比3.3億円増加し、不良債権比率は0.05ポイント増加する結果となりました。

● 金融再生法による債権区分

単位:百万円

区 分	債 権 額	構 成 比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,432	3.61%
危 険 債 権	3,883	4.08%
要 管 理 債 権	899	0.95%
不 良 債 権 計	8,216	8.64%
正 常 債 権	86,869	91.36%
合 計	95,085	100.00%

● 金融再生法開示債権額

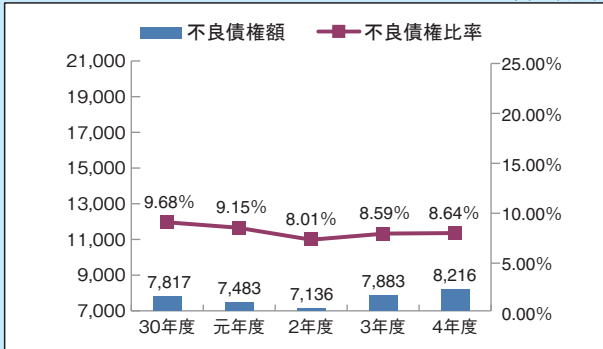


不良債権額(金融再生法開示債権)は前年比約3.3億円増加し、82億円となりました。不良債権比率は下図(左)のように、前年比0.05ポイント増加の8.64%になりました。不良債権比率は、経営の健全性保持の観点から引き下げに努めているところですが、地域金融機関として、お取引先企業 1先ごとに、支援・再生を念頭に置き対応させていただいております。

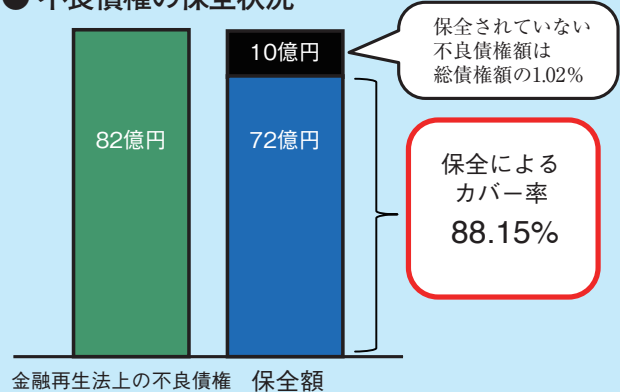
なお、当組合の不良債権は、不動産担保・優良保証・引当金などで保全が図られており、そのカバー率は88.15%と高い水準となっております。地域金融機関の使命として、お取引先の経営改善支援や事業再生のお手伝いを粘り強く推し進めながら、引き続き不良債権の削減に努めてまいります。

● 不良債権の推移(金融再生法開示債権)

単位:百万円



● 不良債権の保全状況



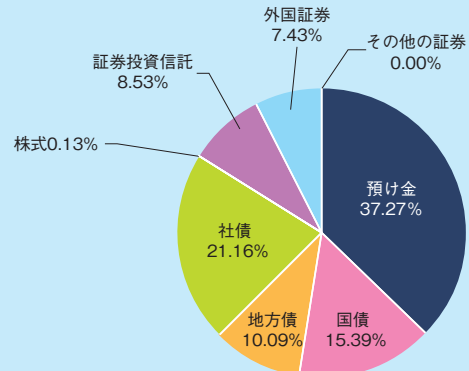
2. 余資運用

有価証券等の余資(1,170億円)運用にあたっては、リスク分散を基本とし、売買益を追求せず、利息・配当金による安定的な収益確保を目指し、安全性を重視した運用構成としております。

単位:百万円 構成比

預 け 金	43,616	37.27%
有 価 証 券	73,419	62.73%
国 債	18,012	15.39%
地 方 債	11,805	10.09%
社 債	24,766	21.16%
株 式	147	0.13%
証券投資信託	9,985	8.53%
外 国 証 券	8,701	7.43%
その他の証券	-	0.00%
合 計	117,036	100.00%

余資の運用割合



備考)「預け金」の預け先は、全国信用協同組合連合会、㈱みずほ銀行、商工組合中央金庫で、預金構成は定期性預金395億円、比率90.65%、流動性預金40億円、比率9.35%です。又、余資の運用に含まれない「現金」保有は28億円です。

経営姿勢

相互扶助を経営理念とし、地域組合員のニーズに応え、健全経営に徹します。

- 「創業精神」である隣人愛による相互扶助を経営理念とし、創業以来一貫した経営を行っております。
- 金融機関としての社会的責任と公共的使命を念頭に、法令等遵守体制の充実、経営管理体制の強化、リスク管理体制の整備に努めます。
- 組合員相互による相互扶助の精神に基づき「共同事業を行うための組織」とし、地域経済活動の促進と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とします。
- 地域、取引先企業に対する経営相談・支援機能を強化し、経営改善支援に向けた取組みを継続推進し、健全経営に徹します。
- 組合員の共有財である組合基盤の維持と発展に徹し、地域の組合員と関連する人々のために利便性の向上を図ります。
- 人と人とのつながりを大切に考え、各種相談会、サークル活動、ロビー展示、ホールの開放、グルメ会、異業種交流会を含む懇話会の開催等は組合員の福利厚生活動の一環であり、信用組合の特性発揮と考えています。地域組合員のニーズに応え、「顧客志向」の視点での具体的な「顔の見える活動」を重視し、実行します。
- 総代会の運営、総代選出手続きの透明性の向上、組合員の意見を反映させる取組み、職員出身者以外の理事登用にに向けた努力等により、透明性の高い組織運営の確保やガバナンスの一層の充実を図ります。
- 当組合は常勤役員の兼職、役員の関連先、子会社などはありません。
- 当組合の融資の基本は、非大口化と、業種に偏らないリスクの分散にあると考えています。また、法令に定める大口信用供与限度額は、自己資本額(17,356百万円)の25%(4,339百万円)以内で、該当する貸出金はありません。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当組合は、創業精神である「隣人愛による相互扶助」を基調とする「地域に必要とされる地域のための金融機関」を標榜し、地域に根ざし、地域に暮らすお客さまのために、より充実した地域金融機能を発揮することを基本理念としてまいりました。この基本理念を更に推進させ、お客さまの目線に立った良質なサービスをご提供するため、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を定めています。

当組合は、この基本方針を全従業員で共有・実践し、より一層、お客さまに信頼され、必要とされる地域金融機関を目指して業務運営に取り組んでまいります。なお、この基本方針は必要に応じて見直しを行い、当組合ホームページにて公表いたします。

1. お客さまにとっての最善の利益の追求
 - (1) 当組合は、投資信託・デリバティブ商品・保険商品等のお客さまに損失を与える可能性のあるリスク商品は取り扱いません。
※リスク商品とは、金利や為替の変動等により元本割れとなる可能性のある商品をいいます。
 - (2) 各種預金については、お客さまが安心して安定的な資産運用・資産形成ができるよう、お客さまのご意向をお伺いしながら、商品のご提供に努めます。
 - (3) ご融資に際しては、誠実かつ公正な姿勢を順守しながらお客さまからのご相談に真摯に向き合い、お客さまがご納得いただけるご融資に努めます。
 - (4) お客さまからのご質問、ご相談、苦情については、迅速かつ誠実にお応えするとともに、今後の業務運営に活かしてまいります。
2. お客さまの立場に立った情報提供
 - (1) お客さまがご利用される金融商品や各種サービスについては、その内容、取引条件、必要書類、その他重要な情報に関して、お客さまが十分にご理解いただけるよう、分かりやすく丁寧の説明致します。
 - (2) お客さまにご負担頂く各種手数料やその他の費用については、ホームページやディスクロージャー誌にて分かりやすく最新の情報を開示するほか、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。
3. お客さま本位の業務運営のための態勢整備
 - (1) お客さま本位の業務運営をより推進するために、役職員全員が高度なコンプライアンスを保持するとともに、様々な研修や各種資格取得奨励等の自己啓発によりコンサルティング能力の高い職員の育成に取り組めます。

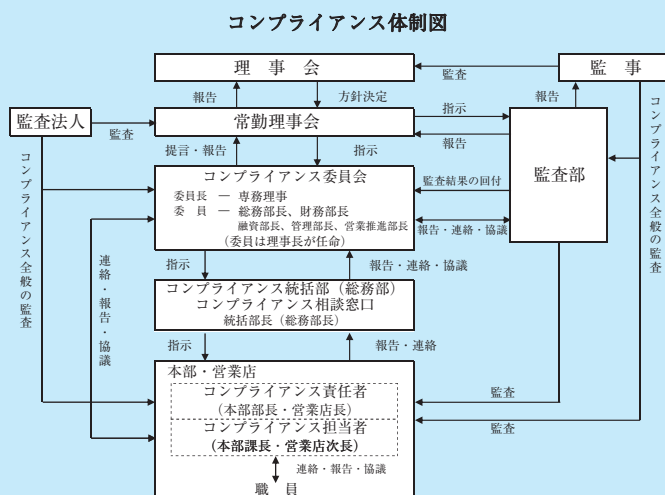
法令等遵守体制

◇コンプライアンスに対する基本方針

- (1) 金融機関としての社会的責任と公共使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
- (2) 法令、諸規則、社内諸規程の遵守を通じて、社会的規範を免脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
- (3) 当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- (4) 役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- (5) 社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き地域の隣人」として自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除する。

◇法令等遵守への取組み

法令等遵守(コンプライアンス)の重要性については、経営トップより、各種会議、当組合の機関誌等を通して継続的に周知徹底を図っております。コンプライアンス委員会は年度毎に法令等遵守の推進計画を立案し、経過及び結果は常勤理事会・理事会に報告し、チェックを受けております。また、本部・営業店のコンプライアンス担当者を推進委員としてコンプライアンス勉強会を毎月実施し、日常の職場教育とあわせ、法令等遵守の重要性を認識させております。



リスク管理体制

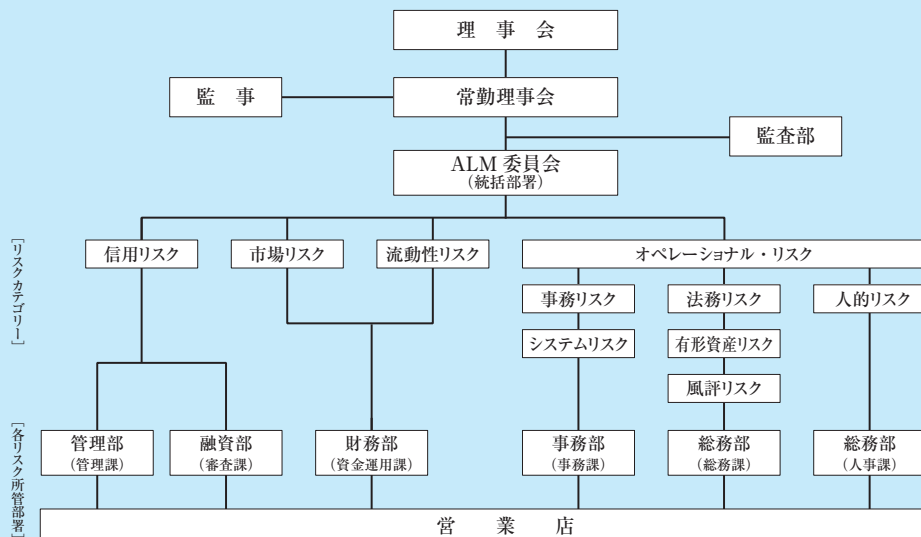
◇リスク管理に対する基本方針

金融の自由化・国際化等の進展により、金融機関業務はますます多様化、複雑化しており、それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスクやオペレーショナル・リスクを中心に直面するあらゆるリスクを総体的に捉え、金融機関に健全な経営基盤の確保を求めており、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。当組合では、このような観点から経営の重要性に鑑み、様々なリスク管理を行うために、ALM委員会を主管部署として「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」を制定し、体制の整備を図っています。

信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、融資にあたって貸出資産の健全化・良質化を維持するため、融資の決定は規程に基づいた審査体制により違反や独断決定を防止し、業種に偏らず小口融資に徹することで資産管理の強化を図っています。
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し当組合が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、ALM委員会を定期的に開催し、金利リスク、為替リスク、株式リスク等についてリスクの計算及び分析を行うと共に、統合的リスク管理を配賦されたリスク資本の範囲内に、リスクをコントロールする等の安定的な収益確保とリスクの管理を図っています。
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当組合が損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、調達資金と運用のバランスを保ち、効率的な資金運用を図っています。

オペレーショナル・リスク	当組合の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当組合が損失を被るリスク等で下記に列挙したリスクをいいます。当組合では、様々なリスク管理に対応するように、管理体制及びチェック体制を明確にし、適切に管理する体制の整備を図っております。	
	事務リスク	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、主管部署として事務部事務課を設置し、適正な事務取扱要領の整備を図り、日頃の事務指導や研修実施により、事務リスクの未然防止に努めております。
	システムリスク	コンピュータのシステムダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、損失を被るリスク、さらにコンピュータ不正に使用されることにより当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、主管部署として事務部事務課を設置し、諸規程に基づき情報漏洩、不正使用の未然防止に厳しい姿勢で臨んでおります。また、信用組合の共同センターである「信組情報サービス(株)」にオンラインシステムとバックアップ設備の運用を委託し、上記リスクの軽減を図りつつ、安定した業務遂行ができるように努めております。
	法務リスク	顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により当組合が損失・損害を被るリスクをいいます。当組合では、主管部署として総務部総務課を設置し、リーガルチェックを厳正に行い、コンプライアンス態勢の維持・改善を図りながらリスクの極小化に努めております。
	人的リスク	役職員の人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇の問題)・差別的行為(各種ハラスメント等)により当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、主幹部署として総務部人事課を設置し、管理体制の運営を厳正に検証しリスクの発生の未然防止に努めております。
	有形資産リスク	災害その他の事象により、当組合の保有する有形資産が毀損し、損害を被るリスクをいいます。当組合では、主管部署として総務部総務課を設置し、リスクの把握と適正な管理に資するため整備に努めております。
	風評リスク	当組合の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当組合では、主管部署として総務部総務課を設置し、風評に対し迅速な対応が取れる体制を取っております。また、風評が出ないよう積極的に情報開示(ディスクローズ)を行い、リスクの極小化に努めております。

リスク管理体制図



苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

【苦情処理措置】

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

- 窓口：中ノ郷信用組合 総務部
- 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時
- 電話：03-3622-7131

- 住所：〒130-0005 東京都墨田区東駒形4-5-4

なお、苦情等対応手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。（ホームページアドレス <https://www.nakanogou.shinkumi.co.jp>）

【紛争解決措置】

- ・東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記中ノ郷信用組合総務部または東京地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者のご希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

*移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	東京地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 東京都信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電 話 番 号	03-3567-6211	03-3567-2456
受 付 日	月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く）	月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く）
受 付 時 間	午前9時～12時、午後1時～5時	午前9時～午後5時

- 保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

- 一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）
- 一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター（電話：0570-022808）

反社会的勢力に対する基本方針

私ども中ノ郷信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および契約締結の目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

個人情報保護について

【個人情報保護宣言】

当組合では、個人情報保護及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」といいます。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、又は、各店舗の窓口等に掲示、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データ及び個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細及びご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務部 TEL 03-3622-7131 FAX 03-3622-6367

ホームページ <https://www.nakanogou.shinkumi.co.jp> 『ご意見・お問い合わせ』より

障がい等をお持ちの方に配慮した取組みについて

当組合では、障がい等をお持ちの方に配慮し、下記の取組みを行っておりますのでお知らせいたします。

現在の取組状況

○視覚障がい者の方に対応したATM(ハンドセット方式※)を17店舗に設置しております。

※ハンドセット方式とは、音声ガイダンスに従い、テンキーが付いた電話受話器(ハンドセット)のテンキーを入力することで、取引手続を行うことができる機能が付いたATMです。

○自筆が困難な方から代筆依頼があった場合の対応について規程を定めております。

預金取引	代筆の際は代筆者として当組合職員のみを認めており、複数の職員が関与すること、自筆困難な方の意思表示内容や、複数の職員が関与した内容を記録し残すこととしています。
融資取引	代筆の際は代筆者として同行推定相続人を認めており、複数の職員が関与すること、自筆困難な方の意思表示内容や、複数の職員が関与した内容を記録し残すこととしています。

○視覚障がい者の方から代読依頼があった場合の対応について規程を定めております。

代読の際は複数の職員が関与すること、個人情報漏えいしないよう配慮すること、複数の職員が関与した内容を記録し残すこととしています。

○視覚障がい者の方の窓口振込手数料を引き下げています。(一部無料化)

○聴覚障がいの方(軽度)や高齢で耳が遠い方の為に全店に助聴器を設置しております。

○全店舗にコミュニケーションボードを設置しております。

○筆談ボードの設置(全店)

詳しくは窓口または担当者にお問合わせください。

「受領証」「預り証」「受取書」の発行について

お客様の現金やお通帳・証書をお守りするため、中ノ郷信用組合はお客様との取引に当たって、下記の手続き手順により対応しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

(1)当組合職員が、訪問先でお客様から現金・小切手・通帳・証書・払い戻し請求書等をお預かりする際には、必ず当組合所定の「受領証」「預り証」「受取書」のいずれかをお渡しいたします。

お客様は、「受領証」「預り証」「受取書」に記載された内容をご確認の上、必ずお受け取りください。

※ご注意 当組合職員が、所定の「受領証」「預り証」「受取書」以外の名刺やメモ等でお預かりすることはございません。

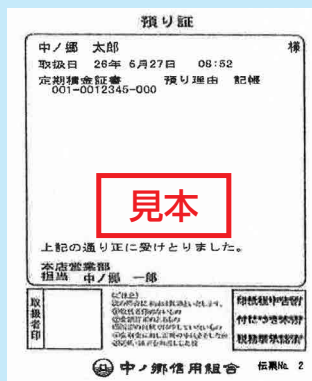
(2)「受領証」「預り証」「受取書」は後日、現金・通帳・証書等をお受取の際に回収させていただきますので、ご依頼の手続きが終了するまで大切に保管してください。

尚、現金、通帳、証書等をお受取の際は、「受領証」「預り証」「受取書」に記載された内容と同一であるかご確認ください。

万が一「受領証」「預り証」「受取書」が発行されなかった場合など、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

連絡先	中ノ郷信用組合 営業推進部
電話番号	03-3622-7138
受付時間	午前9時～午後5時(土・日、祝祭日を除く)

(3) 当組合営業課員が発行する「受領証」「預り証」の見本は下記の通りです。



※上記取扱者印には、担当営業課員名および日付入りの領収印を押印いたします。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

◇体制整備の状況

当組合では、令和4年度においても外部専門家や外部機関または他の金融機関と連携・協力し、コンサルティング機能を発揮して取引先の経営改善支援を目的に取引先のニーズに配慮したアドバイスや支援を実施し、地域の金融円滑化に取り組んで参ります。

(1) 東京都中小企業活性化協議会との連携による取引先支援活動

同協議会との連携による経営改善・支援活動を令和4年度は4先に対し実施しました。令和5年度も支援希望先を広く募り、経営改善に向けた支援を実施します。

(2) 専門家との連携による経営改善支援活動

令和4年度に実施した中小企業診断士同行による取引先への経営支援を目的とした訪問活動では、昨年4月より中小企業診断士訪問による経営改善への指導・アドバイスを本年3月まで35先に対し122回実施しました。令和5年度も継続し、毎月4ないし7店舗に対し開始します。

(3) 無料経営相談会開催

取引先企業の支援・再生に向け、中小企業診断士をアドバイザーとした無料経営相談会を各営業店にて実施し、令和4年度は17店舗で12回開催し47先が参加されました。令和5年度も継続して無料経営相談会を毎月実施します。



専門家による経営相談会 南小岩支店

◇中小企業の経営支援に関する取組み方針

地域の金融円滑化への取組みについて

当組合は地域社会の発展に貢献するため協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づいて地域の金融円滑化に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小事業者の皆様に対しましても、常に事業者の皆様へ寄り添い、危機対応融資や貸付条件変更など柔軟でスピード感を持った対応に取り組んでまいります。

- 当組合は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分把握したうえで、真摯に対応いたします。
- 当組合は、中小企業のお客様からの貸付条件の変更等のお申込みにあたっては、関係する他の金融機関等とも連携を図りながら、円滑な資金供給と経営改善に向けた取り組みを積極的に支援します。
- 当組合は、お客様の抱える問題・課題に対し、一層のコンサルティング機能を発揮し、お客様と一緒に問題解決に取り組めます。

貸付条件の変更等の申し込み対応状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：件）

		申し込み	実行	謝絶	審査中	取下げ
債務者が中小企業等の場合	件数	308	306	1	14	38
債務者が住宅資金借入者の場合	件数	30	29	0	1	5

【ご返済等に関するご相談窓口のご案内】

お問い合わせ場所	○営業店のご相談窓口 ○本部のご相談窓口	各営業店 融資部 電話番号 0120-750-034
受付日	当組合の営業日	
受付時間	午前9時～午後5時	

◇取組み状況

経営者保証に関するガイドラインへの対応について

当組合は経営者保証に関するガイドライン研究会（平成25年12月5日公表）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。

当組合は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

また、今後は経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図り、経営者保証を求めない可能性や、保証に代わる融資手法の活用可能性、及び、将来に亘って適用要件が充足すると見込まれる場合も検討してまいります。

（単位：件）

○「経営者保証に関するガイドライン」ご相談窓口

担当部署	受付時間	フリーダイヤル
融資部	平日午前9時～午後5時	0120-750-034

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	8件	4件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.3%	0.2%
保証契約を解除した件数	4件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関としたものに限る）	0件	0件

◇金融仲介機能のベンチマーク

当組合は、地域に密着した地域金融機関として社会的責任や使命を果たすべく、地域の活性化につながるお取引先の発展・成長に向けた支援に取り組んでいます。

「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、金融仲介機能の質の向上に努め、お取引先の皆さまのニーズや課題に応じたご融資やソリューション(解決策)の提供を積極的に進めてまいります。

また、活用したベンチマーク指標や計数は定期的にお客さまに開示し、十分な情報提供に努めてまいります。

▷「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、平成28年9月に金融庁から公表されたものです。

▷各項目の定義については、当組合の基準により作成しています。

▷採用するベンチマークの項目や計数については、取組み施策の優先度合いや定義の見直し等により今後変動する場合があります。

＜金融仲介機能のベンチマーク＞

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択
独自ベンチマーク	金融機関において金融仲介の取組みを自己評価する上で相応しい独自の指標がある場合に、独自で設定

【ベンチマーク計数基準日:令和4年3月末】

共通ベンチマーク1

【金融仲介機能】取引先企業の経営改善や成長力の強化

ベンチマーク：金融機関がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数及び融資残高

メイン先数	991先	うち経営指標等が改善した先数	223先
メイン先の融資残高	495億円	上記の融資残高	116億円

▷メイン先の定義……金融機関借入のうち、当組合の融資残高がもっとも多い先。

共通ベンチマーク2

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

条件変更総数	125先	うち好調先	2先
		うち順調先	19先
		うち不調先	104先

共通ベンチマーク3

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：金融機関が関与した創業、第二創業の件数

当組合が関与した創業件数	28件	当組合が関与した第二創業件数	0件
--------------	-----	----------------	----

共通ベンチマーク4

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：ライフステージ別の与信先数、及び融資残高

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	1,805先	112先	51先	462先	127先	125先
上記与信先に対する融資残高	694億円	14億円	96億円	219億円	41億円	88億円

▷財務データを5期連続で徴求出来ている先を、各ステージごとの集計対象としています。

共通ベンチマーク5

【金融仲介機能】担保・保証依存の融資姿勢からの転換

ベンチマーク：金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高、及び、全与信先数及び融資残高に占める割合

事業性評価に基づく融資を行っている先数	252先	左記計数の全与信先数に占める割合	14.0%
上記の融資残高	11億円	左記計数の全与信先の融資残高に占める割合	1.6%

CS(顧客満足度)アンケート結果

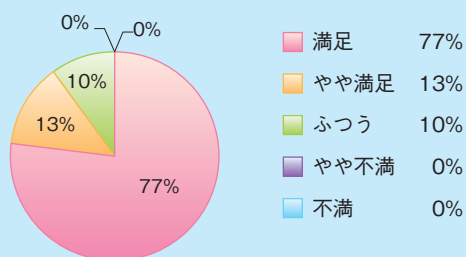
◇店頭でのお客さまアンケートの集計結果について

当組合では、お客さまへの更なるサービス向上のため、令和4年10月7日より令和4年12月9日まで、全店にてご来店いただいたお客さまにご協力をお願いし、アンケートを実施してまいりました。ご協力いただきましたお客さまには深く感謝申し上げます。

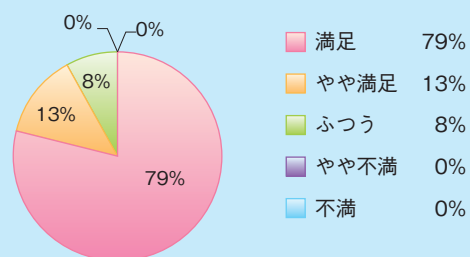
以下、アンケート期間中に延べ1,090人のお客さまから頂戴したアンケートの集計結果を発表させていただきます。これまでお客さまから頂戴いたしました貴重なご意見を今後の業務に反映し、より一層、お客さま及び地域の皆さまにご満足いただけるよう、役職員一同努力してまいりますので、引き続きご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

アンケート集計結果(各数値(%)は小数点以下を端数処理しています。)

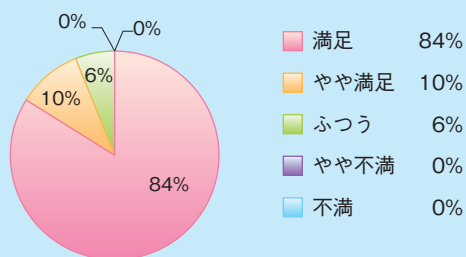
ご来店時の職員の挨拶



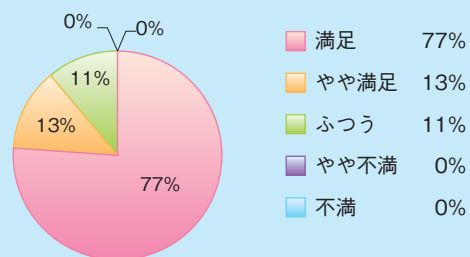
店内の清掃・整頓状況



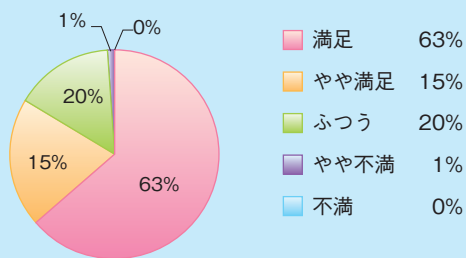
職員の身だしなみ・接客態度



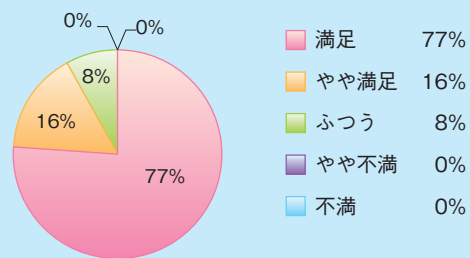
説明のわかりやすさ



窓口での待ち時間



総合的な満足度



地域密着金融の推進・取組み

◇トピックス

令和4年度入組式を開催いたしました



令和4年4月1日 前列中央 吉川理事長 他、新卒入組者16名、中途入組者1名

『賀川豊彦』記念松沢資料館開館40周年記念式典に出席いたしました

令和4年10月1日(土)に当組合の創設者である賀川豊彦に関わる資料などを保存、公開している賀川豊彦記念松沢資料館(世田谷区上北沢)が開館40周年を迎え記念式典が行われ、当組合から吉川理事長が出席しました。



前列中央 吉川理事長

ペットボトルキャップを寄付いたしました

当組合「SDGs宣言」への取組みの一環として令和4年11月10日(木)に同年7月より全店で回収したペットボトルキャップ85,000個(170kg)をリサイクル事業者へ引渡しました。キャップはリサイクル素材として再資源化され、売却益が認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会(通称JCV)」へ寄付されます。



令和4年10月26日 本部・本店前にて

寄付金を贈呈し社会貢献を行いました

令和4年12月19日(月)に公益社団法人東京都看護協会にて、令和4年7月25日(月)から9月30日(金)にかけて実施した医療従事者応援定期預金「東京サポーターⅡ」キャンペーンにおける獲得金額2,153百万円、0.02%相当額の50万円を吉川理事長から同法人に寄贈しました。また、同法人から感謝状を授与されました。



吉川理事長

看護協会 柳橋会長

振り込め詐欺未然防止で感謝状をいただきました

令和4年12月1日(木)、21日(水)に警視庁より大森支店と和氣業務課長及び古澤営業課長に感謝状が贈呈されました。大森支店は12月に入り、2度の感謝状受贈となりました。

今後も積極的にお客様に注意を呼びかけ、地元警察との連携を強化し、さらなる未然防止に努めてまいります。



和知支店長

和氣業務課長

第37回 年金旅行を開催いたしました

令和4年11月14日(月)から22日(火)にかけ、水上温泉 源泉湯の宿「松乃井」に泊まる1泊2日の旅を開催し、114名のお客様にご参加いただきました。

尚、年金振込み口座を当組合にご指定いただいているお客様にはお誕生日にプレゼントを進呈しております。



令和4年11月21日 第4班 大森支店
小石川支店 江戸川橋支店 三崎町支店 京橋支店

明治座観劇会を開催いたしました

令和5年3月23日(木)中央区日本橋浜町の明治座にて「松平健・コロッケ・久本雅美・檀れい」出演による「大逆転! 大江戸かーにばる」の観劇会を開催いたしました。

当日は88名のお客様にご参加いただき盛況のうちに終了いたしました。



献血運動に参加し社会貢献活動を行いました

令和5年2月7日(火)に全国信用組合会館で東京都信用組合協会主催の役職員献血運動に協賛し、当組合職員11名が献血運動に参加しました。

今後も継続的に社会貢献活動に参加してまいります。



献血運動 全国信用組合会館

環境省エコアクション21による環境活動を推進しています

令和4年度は環境経営レポート【第12版】を発行し、お客様が自由に閲覧できるよう店頭にご用意しました。

今後もSDGsを踏まえ環境意識を高め、地域の金融機関として事業活動を通じて環境に配慮した環境経営に取り組んでまいります。



年金相談会を開催しています

年金アドバイザーによる年金相談会を定期的で開催しております。法改正等により複雑化している年金制度に関するご相談やご質問等がございましたら、お気軽にご来店ください。

尚、各店での年金相談会開催予定日は、ホームページの『年金・経営相談会』に掲載しております。



アドバイザーによる年金相談会 南小岩支店

サークル活動等のご案内

なかのこうは、信用組合の特性を発揮して「組合員と地域」に役立つ協同組織金融機関を目指しております。「人と人とのつながり」を大切に、組合員・お客さまと役職員双方が顔を知っている、お互いの顔が見える間柄の経営を目指しています。地元の皆様へのホールやロビーの開放、各種サークル、経営懇話会等々を通して、情報の行き交う場として気軽にご利用いただきたく思います。また、地域のお祭りやイベント等に役職員が積極的に参加して地域の活性化に努力しています。

尚、新型コロナウイルス感染拡大防止対応で、ホールやロビーの開放、経営懇話会の開催、地域行事への参加は一部の店舗では自粛せざるをえませんでした。ご理解願います。



懇話会 本店 吉川理事長



年金旅行 本店



曳舟体操会 寺島支店



メロンの会 (介護予防体操) 寺島支店



ゴルフ会 葛飾支店



初午祭 葛飾支店



滝野川八幡神社祭礼 滝野川支店



折り紙教室 滝野川支店



ビッグウッド (絵手紙) 大森支店



ゴルフ会 大森支店



ハロウィン 鐘ヶ淵支店



年金旅行 鐘ヶ淵支店



虹の会（絵手紙） 石原支店



年金旅行 堀切支店



堀切大凧揚げ大会 堀切支店



ウクレレ教室 立花支店



ぶんか体操（介護予防体操） 立花支店



ゴルフ会 南小岩支店



もちつき大会 新小岩支店



年金旅行 新小岩支店



交通安全運動 小石川支店



簸川神社例大祭 小石川支店



年金旅行 江戸川橋支店



年末感謝祭 板橋支店



三崎神社節分祭 三崎町支店



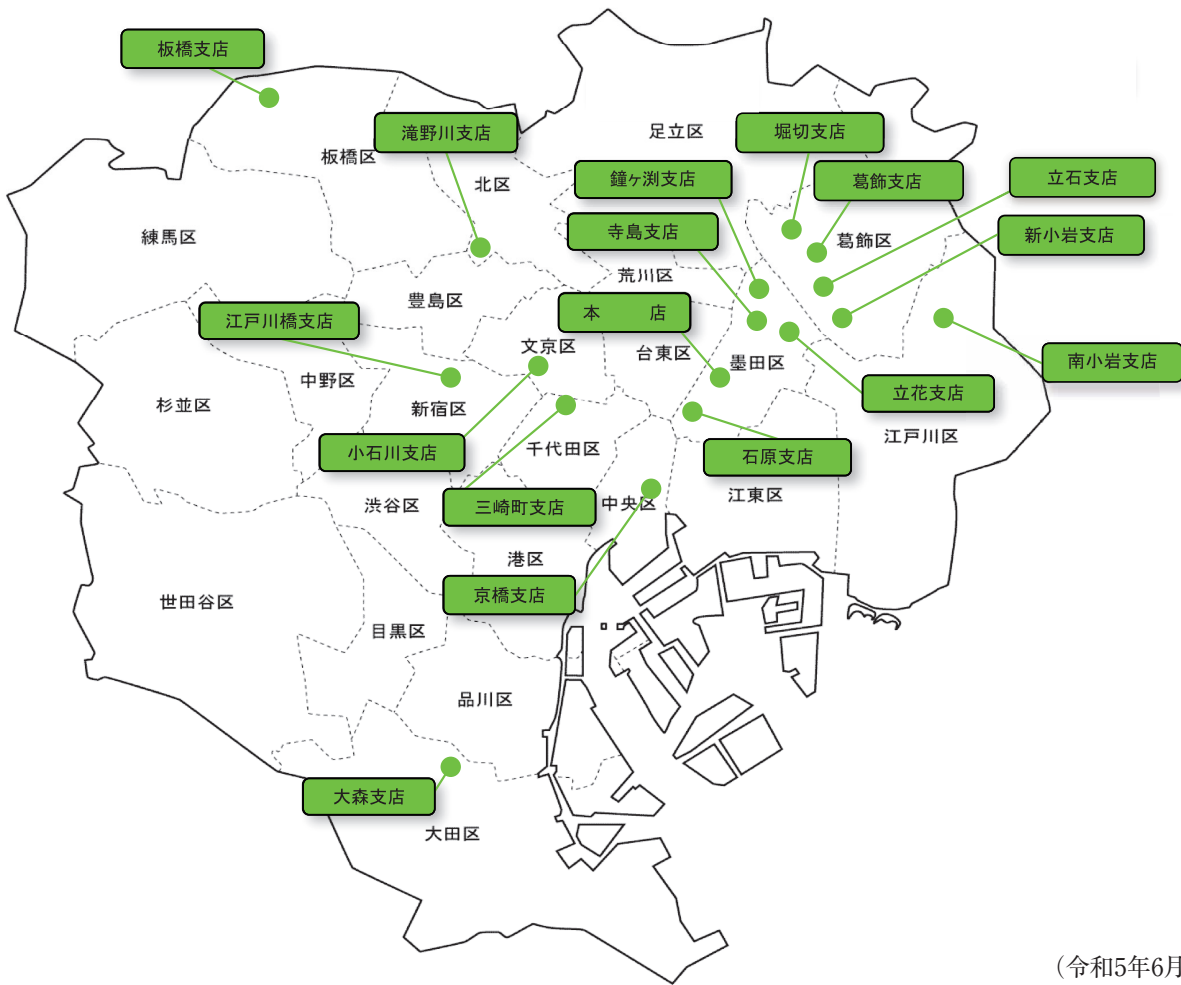
神田三崎町町会

地域振興券 三崎町支店



年金旅行 京橋支店

なかのぎょうの店舗網



「なかのぎょうの営業地区は、東京都23区です。」

店番号	店名	郵便番号	住所	電話番号
062	本部	130-0005	東京都墨田区東駒形 4-5-4	03-3622-7131
001	本店	130-0005	東京都墨田区東駒形 4-5-4	03-3622-6131
002	寺島支店	131-0041	東京都墨田区八広 1-21-12	03-3612-6118
003	葛飾支店	124-0012	東京都葛飾区立石 5-10-7	03-3691-8931
004	滝野川支店	114-0023	東京都北区滝野川 5-7-5	03-3916-3551
005	大森支店	143-0023	東京都大田区山王 2-19-1	03-3774-0801
006	鐘ヶ淵支店	131-0031	東京都墨田区墨田 4-14-1	03-3616-3411
007	石原支店	130-0011	東京都墨田区石原 1-21-6	03-3621-1621
008	堀切支店	124-0006	東京都葛飾区堀切 6-10-18	03-3604-4721
009	立花支店	131-0043	東京都墨田区立花 4-1-3	03-3617-3711
010	南小岩支店	133-0056	東京都江戸川区南小岩 4-3-12	03-3673-3711
011	立石支店	124-0012	東京都葛飾区立石 2-4-2	03-3697-6111
012	新小岩支店	124-0023	東京都葛飾区東新小岩 8-30-8	03-3694-3311
013	小石川支店	112-0002	東京都文京区小石川 5-24-6	03-3812-7211
014	江戸川橋支店	162-0801	東京都新宿区山吹町 366-1	03-3269-7621
015	板橋支店	174-0046	東京都板橋区蓮根 2-19-14	03-3966-2271
016	三崎町支店	101-0061	東京都千代田区神田三崎町 2-17-7	03-3264-5821
017	京橋支店	104-0043	東京都中央区湊 3-6-9	03-3552-9751

全店に現金自動預払機(ATM)を設置しております。設置台数 本店2台・16店舗各1台 計18台

昭和 3年	6月	中ノ郷質庫信用組合設立認可 預金2千円・貸出金8千円
13年	3月	寺島支部質庫業務開始
22年 25年	6月 3月	滝野川支部業務開始 中小企業等協同組合法に基づき信用 協同組合と改称
30年 33年 37年	5月 3月 8月	大森支部業務開始 預金9億円・貸出金7億円 中ノ郷信用組合と改称
40年 46年 48年	3月 6月 4月	葛飾支店開設 質業務廃止 本店新築落成
53年 55年 59年	12月 12月 9月	預金338億円・貸出金288億円 鐘ヶ淵支店開設 石原支店開設
61年	11月 12月	自営オンライン開始 預金500億円・貸出金370億円
平成 3年 6年 7年 8年	7月 4月 3月 4月 9月 1月	堀切支店開設 日本銀行歳入復代理店業務開始 墨田信用組合(2店舗)と合併(10店舗) 寺島支店新築落成 住宅金融公庫代理業務開始 NHK総合テレビに放映される 外部監査法人と契約締結
10年 15年	12月 8月	預金1,000億円・貸出金600億円 リレーションシップバンキングの機 能強化計画策定
16年 17年	11月 10月 8月	第5次全銀システム稼働 SKC共同オンラインシステムへ移行 リレーションシップバンキングの機 能強化計画の進捗状況開示
18年	12月 10月	地域密着型金融の進捗状況をHP開示 葛飾商工信用組合(4店舗)と合併 (12店舗2出張所)
19年	3月	預金1,301億円・貸出金552億円
21年	10月	城北信用組合(5店舗)と合併 (17店舗2出張所)
22年 23年	3月 10月	預金1,798億円・貸出金878億円 環境省エコアクション21の認証を全 店舗取得
25年 27年 27年 29年	2月 5月 11月 3月	「中ノ郷でんさいサービス」開始 SKC第6次システム稼働 立花支店新築落成 「個人・法人向けインターネットバン キングサービス」開始
29年	4月	「マルチペイメントネットワーク(ペ イジー)」開始
30年	1月 〃	金町出張所を閉鎖し葛飾支店に統合 綾瀬出張所を閉鎖し堀切支店に統合
令和 2年 3年 4年 4年	10月 2月 1月 4月	SDGs宣言 「しんくみ口座開設アプリ」取扱開始 葛飾支店新築落成 「しんくみ相続信託」取扱開始

財務諸表	
貸借対照表	25
貸借対照表の注記事項	
損益計算書	31
剰余金処分計算書、報酬体系 経営者責任に関する確認書	33
及び外部監査の状況	
業務純益	34
経費の内訳、その他業務収益の内訳 役務取引の状況、粗利益 受取利息および支払利息の増減 1店舗当り(職員1人当り)預金・貸出金残高	
主要な業務の状況を示す指標	
主要な経営指標の推移	35
総資産利益率、総資金利鞘等 預貸率・預証率 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等	
預金に関する指標	
預金種目別平均残高 定期預金種類別残高 預金者別預金残高、財形貯蓄残高	36
貸出金等に関する指標	
貸出金業種別残高・構成比 貸出金金利区分別残高 貸出金使途別残高 貸出金種類別平均残高 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 住宅ローン・消費者ローン残高 貸倒引当金の内訳、貸出金償却額	37
有価証券に関する指標	
有価証券種類別残存期間別残高 有価証券種類別平均残高	
有価証券の時価情報	
満期保有目的の債券、その他有価証券 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	40
その他業務	
代理貸付残高の内訳、内国為替取扱実績 その他の項目、子会社の状況	41
主要な事業の内容	
自己資本の充実の状況	
I. 定性的な開示事項	
1. 自己資本調達の手段の概要	42
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	
3. 信用リスクに関する事項	
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	43
8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針 および手続の概要	
9. 金利リスクに関する事項	
II. 自己資本の構成に関する開示事項	
III. 定量的な開示事項	
1. 自己資本の充実度に関する事項	45
2. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	46
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	
(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	47
(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	
3. 信用リスク削減手法に関する事項	48
4. 出資等エクスポージャーに関する事項	
5. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
6. 金利リスクに関する事項	

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

預け金

余剰資金の運用として他の金融機関(主に系統金融機関)へ預けている預金です。
全信組連への預け金比率は95.1%です。

貸出金

組合員の方々へお使いいただいている資金です。

未決済為替貸

他の金融機関からの為替取引において、為替通知を受信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間、当組合が一時的に立替えておく勘定です。

未収収益

貸出金、預け金、有価証券などの利息で未受取となっているもののうち、決算において該当年度分の収益として計上した金額です。

債務保証見返

お客様へのご融資等(代理貸付)を保証した場合、そのお客様に対する求償権の金額です。

貸倒引当金

ご融資した貸出金のうち、将来予想される貸出金等の貸倒れに備え、あらかじめ引当(積立)している金額です。

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
現 金	2,896,497	2,899,961
預 け 金	47,889,857	43,616,820
有価証券	78,091,938	73,419,320
国 債	18,660,790	18,012,280
地方債	12,265,640	11,805,281
社 債	26,342,155	24,766,778
株 式	146,365	147,290
その他の証券	20,676,986	18,687,690
貸 出 金	91,699,926	94,994,923
割引手形	629,481	524,996
手形貸付	2,371,977	2,766,284
証書貸付	88,119,323	90,682,887
当座貸越	579,144	1,020,754
その他資産	1,716,380	1,679,190
未決済為替貸	14,494	17,498
全信組連出資金	1,351,000	1,351,000
前払費用	9,529	8,111
未収収益	263,560	258,083
その他の資産	77,796	44,496
有形固定資産	4,439,440	4,396,758
建物	1,064,092	1,028,843
土地	2,879,700	2,879,700
リース資産	93,846	80,407
建設仮勘定	—	1,669
その他の有形固定資産	401,800	406,136
無形固定資産	11,945	14,153
ソフトウェア	2,418	4,590
その他の無形固定資産	9,527	9,562
繰延税金資産	—	135,857
債務保証見返	50,510	47,678
貸倒引当金	△ 1,944,915	△ 1,905,570
(うち個別貸倒引当金)	(△1,746,136)	(△1,732,620)
資産の部合計	224,851,581	219,299,093

(単位：千円)

科 目 (負債の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
預金積金	199,515,933	198,504,120
当座預金	1,950,424	2,124,383
普通預金	70,015,736	70,549,135
通知預金	11,659	1,159
定期預金	118,689,782	117,535,762
定期積金	8,319,074	7,834,530
その他の預金	529,257	459,149
借入金	4,300,000	1,600,000
当座借越	4,300,000	1,600,000
その他負債	645,384	635,546
未決済為替借	22,374	25,510
未払費用	51,979	73,956
給付補填備金	7,735	7,624
未払法人税等	74,447	52,079
前受収益	38,897	54,238
払戻未済金	38,111	22,573
払戻未済持分	112,870	122,091
職員預り金	111,309	105,760
リース債務	97,432	84,527
その他の負債	90,224	87,183
賞与引当金	97,070	95,397
役員賞与引当金	—	3,660
退職給付引当金	203,802	211,228
役員退職慰労引当金	80,100	89,300
偶発損失引当金	9,954	4,699
睡眠預金払戻損失引当金	4,646	8,694
繰延税金負債	507,397	—
再評価に係る繰延税金負債	404,378	404,378
債務保証	50,510	47,678
負債の部合計	205,819,178	201,604,704
(純資産の部)		
出資金	3,450,728	3,434,805
普通出資金	1,347,728	1,331,805
優先出資金	1,971,000	1,971,000
その他の出資金	132,000	132,000
利益剰余金	13,431,406	13,760,263
利益準備金	1,843,622	1,889,358
その他利益剰余金	11,587,783	11,870,905
特別積立金	10,630,000	11,112,000
(目的積立金)	(5,390,000)	(5,862,000)
当期未処分剰余金	957,783	758,905
組合員勘定合計	16,882,134	17,195,069
その他有価証券評価差額金	1,611,687	△ 39,261
土地再評価差額金	538,581	538,581
評価・換算差額等合計	2,150,268	499,319
純資産の部合計	19,032,403	17,694,389
負債及び純資産の部合計	224,851,581	219,299,093

預金積金

お客様からお預かりしている預金です。

未決済為替借

他の金融機関あての為替取引において、為替通知を発信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間、その資金を一時的にお預かりしておく勘定です。

給付補填備金

定期積金の各口座の払込状況に基づき振込まれた期末時点における利息相当額です。

債務保証

代理貸付において、当組合が債権者に対して負っている保証すべき金額です。

組合員勘定合計

組合員の皆様から出資いただいた出資金と、これまでに蓄えた利益との合計金額です。

●貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	合併前中ノ郷 平成14年3月31日	合併前葛飾商工 平成10年3月31日	合併前城北 平成10年3月31日	計
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,175百万円	149百万円	316百万円	1,640百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,797百万円	388百万円	399百万円	2,584百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」により算出しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 8年～47年 その他 3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- 貸倒引当金は、当組合が定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店の協力の下に融資部（資産査定部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1百万円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行业務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等（繰延消費税額等）は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、貸倒引当金であります。
(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 1,905百万円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
①算出方法
貸倒引当金の算出方法については、上記7.に記載しております。
②主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、業種特性や地域経済動向を踏まえ貸出先の実績、財務内容、返済能力等を評価し将来業績の見直しを行っております。
③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
当該見積りは、貸出先の経営状況の変動等の予測困難な不確実性の影響を受ける可能性があり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

18. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には財務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会へ定期的に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。このうち、財務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、財務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、株式及び投資信託、「貸出金」、及び「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRは「分散共分散法」(保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日現在で当組合の市場リスク量は、全体で3,759百万円です。なお、当組合では基準月末のバランスシートをベースとして、基準日以降の日毎の市場金利とボラティリティをスライドすることにより現在価値の変化パターンを複数捉える方法となっております。ただしVaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALM委員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式及び全信組連出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	43,616	43,655	39
(2) 有価証券	73,338	73,100	△ 238
満期保有目的の債券	2,900	2,661	△ 238
その他有価証券	70,438	70,438	-
(3) 貸出金 (*1)	94,994		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,905		
	93,089	95,462	2,372
金融資産計	210,044	212,218	2,173
(1) 預金積金 (*1)	198,504	198,539	35
(2) 借入金 (*1)	1,600	1,600	-
金融負債計	200,104	200,139	35

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が1年を超える借入金のうち固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利率（または市場金利）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	80
全信組連出資金(*)	1,351

(*) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*)	40,914	2,702	-	-
貸出金	10,713	9,707	16,600	57,973
合計	51,628	12,409	16,600	57,973

(*) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(注4) 預金積金及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	178,866	19,637	-	-
借入金	-	1,600	-	-
合計	178,866	21,237	-	-

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下 24. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

[時価が貸借対照表計上額を超えるもの]

その他	貸借対照表計上額	時価	差額
	100百万円	103百万円	3百万円
小計	100	103	3

[時価が貸借対照表計上額を超えないもの]

債権	債券	貸借対照表計上額	時価	差額
社債		200百万円	177百万円	△ 22百万円
その他		200	177	△ 22
社債		2,600	2,380	△ 219
その他		2,800	2,558	△ 241
小計		2,900	2,661	△ 238

(3) 子会社、子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券で時価のあるもの

[貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの]

株債	式債	貸借対照表計上額	取得原価	差額
		35百万円	31百万円	3百万円
国債		31,863	30,503	1,359
地方債		8,034	7,336	698
社債		9,460	9,113	347
その他		14,367	14,053	313
小計		9,204	8,439	765
小計		41,103	38,975	2,128

[貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの]

株債	式債	貸借対照表計上額	取得原価	差額
		31百万円	40百万円	△ 9百万円
国債		22,521	24,052	△ 1,531
地方債		9,977	10,970	△ 993
社債		2,344	2,476	△ 131
その他		10,198	10,605	△ 406
小計		6,782	7,429	△ 646
小計		29,335	31,522	△ 2,187
小計		70,438	70,497	△ 59

21. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

22. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,387百万円	24百万円	205百万円

23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

債	券	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国	債	4,409百万円	12,523百万円	12,181百万円	25,277百万円
地	債	—	—	3,800	14,500
方	債	1,100	4,379	3,481	2,577
社	債	3,309	8,143	4,900	8,200
の	他	877	2,280	2,455	4,600
合	計	5,286	14,803	14,637	29,877

24. 当期中に減損処理を行った有価証券はありません。

25. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、「貸出金」、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに「債務保証見返」の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,432 百万円
危険債権額	3,883
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	899
合計額	8,216

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は524百万円であります。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,088百万円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 有形固定資産の減価償却累計額 2,487百万円

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	377百万円
退職給付引当金	58
固定資産減損損失	39
賞与引当金	26
役員退職慰労引当金	24
その他有価証券評価差額	20
減価償却超過額	15
その他	27
繰延税金資産 小計	591
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 455
評価性引当額 小計	△ 455
繰延税金資産 合計	135
繰延税金資産の純額	135百万円

30. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,500百万円
	有価証券	449百万円
担保資産に対応する債務	借用金	1,600百万円

上記のほか、東京都水道料金収納等公金取扱い、為替取引、当座貸越及び日本銀行歳入復代理店取引のために、その他資産2百万円及び預け金1,203百万円を担保として提供しております。

31. 出資1口当たり純資産額 516円 15銭

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

資金運用収益

お客様からお預かりした資金(預金)を、貸出金・有価証券・預け金等で運用して受け取った利息や配当金による収益の額です。

役務取引等収益

為替手数料や口座振替手数料、土地賃貸料などの収益です。

償却債権取立益

過年度において貸倒れとして償却した貸出金や利息を回収した金額です。

資金調達費用

事業活動に必要な資金を調達するために要した費用です。主に、お客様へお支払いした預金利息です。

給付補填備金繰入額

定期積金の給付補填備金(利息相当額)の既経過分を期末に計上したものです。

貸倒引当金繰入額

将来予想される貸出金等の貸倒れに備え、貸倒引当金を積み増す場合に使用します。

法人税等調整額

税効果会計基準の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額です。

当期末処分剰余金

「当期純利益」と「繰越金(当期首残高)」との合計額です。

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	3,363,194	3,211,904
資金運用収益	2,876,232	2,976,359
貸出金利息	1,763,483	1,831,120
預け金利息	46,647	49,535
有価証券利息配当金	1,007,315	1,036,290
その他の受入利息	58,787	59,413
役務取引等収益	130,252	143,967
受入為替手数料	43,188	38,789
その他の役務収益	87,064	105,178
その他業務収益	324,130	35,866
国債等債券売却益	310,645	24,033
国債等債券償還益	81	689
その他の業務収益	13,403	11,143
その他経常収益	32,578	55,710
償却債権取立益	20	12
株式等売却益	1,379	-
その他の経常収益	31,178	55,698
経常費用	2,750,986	2,703,924
資金調達費用	79,484	89,655
預金利息	73,139	84,063
給付補填備金繰入額	5,193	4,499
その他の支払利息	1,151	1,092
役務取引等費用	90,573	80,178
支払為替手数料	16,575	12,962
その他の役務費用	73,998	67,216
その他業務費用	313	235,671
国債等債券売却損	-	205,125
国債等債券償還損	-	26,448
その他の業務費用	313	4,097
経費	2,155,215	2,149,045
人件費	1,380,969	1,388,773
物件費	662,807	644,095
税金	111,438	116,177
その他経常費用	425,399	149,373
貸倒引当金繰入額	258,140	108,500
貸出金償却	-	17,146
株式等売却損	130,750	449
その他の経常費用	36,509	23,277
経常利益	612,207	507,980
特別損失	24,668	11,293
固定資産処分損	24,668	11,293
税引前当期純利益	587,538	496,686
法人税、住民税及び事業税	131,564	121,669
法人税等調整額	△ 1,377	1,181
法人税等合計	130,186	122,851
当期純利益	457,352	373,835
繰越金(当期首残高)	500,431	385,070
当期末処分剰余金	957,783	758,905

●損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 13円69銭
- 収益を理解する基礎となる情報は、貸借対照表の注記において記載しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	957,783	758,905
剰余金処分額	572,713	261,611
普通出資に対する配当金	(年3%の割合) 41,036	(年3%の割合) 40,285
優先出資に対する配当金	(年0.1%の割合) 3,942	(年0.1%の割合) 3,942
利益準備金	45,735	37,383
特別積立金	10,000	100,000
目的積立金	10,000	80,000
(経営合理化積立金)	(10,000)	(80,000)
優先出資消却積立金	462,000	—
繰越金(当期末残高)	385,070	497,294

利益準備金

法令により、出資の総額に達するまで毎事業年度の剰余金より積み立てることが義務付けられているものです。

報酬体系について

1.対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時の総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 決定方法
- 支払手段
- 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	104	130
監事	22	30
合計	127	160

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、当年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、当年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非常利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自組合の利益を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

4. 当組合には、連結子法人等はありません。

「経営者責任に関する確認書」及び「外部監査の状況」

確認書

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第95期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係わる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月19日

中ノ郷信用組合

理事長 吉川 洋之

監査の状況

監事の監査報告書謄本

謄本

監査報告書

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第95期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧するとともに、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- ① 計算書類及びその附属明細書は、信用組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 剰余金処分案は法令及び定款に適合しているものと認めます。

令和5年5月26日

中ノ郷信用組合
常勤監事 長川 康一

監事 葭葉 裕子

監事 宮本 克己

(注) 監事 宮本 克己は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため、会計監査人による会計監査の義務付けはありませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書につきましては、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務純益等 (単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	2,796	2,886
資金運用収益	2,876	2,976
資金調達費用	79	89
役務取引等収支	39	63
役務取引等収益	130	143
役務取引等費用	90	80
その他の業務収支	323	△ 199
その他業務収益	324	35
その他業務費用	0	235
業務粗利益	3,160	2,750
業務粗利益率	1.49%	1.28%
業務純益	1,022	662
実質業務純益	1,035	636
コア業務純益	724	843
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	724	843

(注) 1. 資金調達費用における、金銭の信託運用見合費用はありません。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

経費の内訳 (単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
人件費	1,380	1,388
報酬・給料・手当	1,131	1,137
退職給付費用	35	34
その他	214	216
物件費	662	644
事務費	298	294
固定資産費	102	107
事業費	73	74
人事厚生費	22	15
有形固定資産償却	109	122
無形固定資産償却	0	1
その他	55	27
税金	111	116
経費合計	2,155	2,149

その他業務収益の内訳 (単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
国債等債券売却益	310	24
国債等債券償還益	0	0
その他の業務収益	13	11
その他業務収益合計	324	35

受取利息及び支払利息の増減 (単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	181	100
支払利息の増減	0	10

役務取引の状況 (単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	130	143
受入為替手数料	43	38
その他の受入手数料	80	85
その他の役務取引等収益	6	20
役務取引等費用	90	80
支払為替手数料	16	12
その他の支払手数料	11	9
その他の役務取引等費用	62	58

職員1人あたり預金・貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
職員1人当たり預金残高	1,102	1,096
職員1人当たり貸出金残高	506	524

1店舗あたり預金・貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
1店舗当たり預金残高	11,736	11,676
1店舗当たり貸出金残高	5,394	5,587

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	3,243	2,982	3,391	3,301	3,363	3,211
経常利益	796	585	888	680	612	507
当期純利益	808	536	770	582	457	373
預金積金残高	178,170	180,202	179,960	191,871	199,515	198,504
貸出金残高	76,582	80,563	81,668	88,980	91,699	94,994
有価証券残高	75,671	79,164	75,532	78,724	78,091	73,419
総資産額	199,769	202,942	200,978	217,095	224,851	219,299
純資産額	18,606	19,585	18,864	19,531	19,032	17,694
自己資本比率(単体)	15.36%	14.43%	14.69%	14.24%	13.99%	14.27%
出資総額	3,666	3,649	3,618	3,479	3,450	3,434
うち普通出資額	1,563	1,546	1,515	1,376	1,347	1,331
うち優先出資額	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971
出資総口数	36,525,798口	36,183,083口	35,567,497口	32,789,280口	32,210,562口	31,892,107口
うち普通出資口数	31,269,798口	30,927,083口	30,311,497口	27,533,280口	26,954,562口	26,636,107口
うち優先出資口数	5,256,000口	5,256,000口	5,256,000口	5,256,000口	5,256,000口	5,256,000口
出資に対する配当金	98	66	49	49	44	44
うち普通出資に対する配当金	78	46	45	45	41	40
うち優先出資に対する配当金	19	19	3	3	3	3
職員数	192人	189人	189人	184人	181人	181人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.27	0.23
総資産当期純利益率	0.20	0.17

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回(A)	1.36	1.39
資金調達原価率(B)	1.10	1.09
総資金利鞘(A)-(B)	0.26	0.30

(注)1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭信託等運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和4年度
預貸率	期 末	45.96	47.85
	期中平均	46.26	46.57
預証率	期 末	39.14	36.98
	期中平均	38.59	37.56

(注)1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位：百万円)

科 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利回り(%)	平均残高	利 息	利回り(%)
資金運用勘定	211,028	2,876	1.36	213,643	2,976	1.39
貸出金 (うち金融機関貸付金)	90,310 -	1,763 -	1.95 -	92,303 -	1,831 -	1.98 -
預け金	44,022	46	0.10	45,531	49	0.10
有価証券	75,345	1,007	1.33	74,457	1,036	1.39
資金調達勘定	199,397	79	0.03	200,857	89	0.04
預金積金	195,209	78	0.04	198,195	88	0.04
借入金	4,067	△ 4	△ 0.10	2,549	△ 1	△ 0.06

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(3年度503百万円、4年度287百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

預金に関する指標

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	70,502	36.12	72,540	36.60
定期性預金	124,707	63.88	125,654	63.40
その他の預金	-	-	-	-
合 計	195,209	100.00	198,195	100.00

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
固定金利定期預金	118,197	117,097
変動金利定期預金	-	-
その他の定期預金	492	438
合 計	118,689	117,535

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	169,819	85.12	168,546	84.91
法人	29,696	14.88	29,957	15.09
一般法人	29,647	14.85	29,921	15.07
金融機関	10	0.01	2	0.00
公 金	39	0.02	34	0.02
合 計	199,515	100.00	198,504	100.00

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
財形貯蓄残高	9	9

貸出金等に関する指標

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	9,315	10.2	8,691	9.1
農業、林業	0	0.0	2	0.0
建設業	3,183	3.5	3,619	3.8
電気、ガス、熱供給、水道業	195	0.2	308	0.3
情報通信業	1,131	1.2	1,168	1.2
運輸業、郵便業	3,203	3.5	3,050	3.2
卸売業、小売業	4,306	4.7	5,051	5.3
金融業、保険業	168	0.2	165	0.2
不動産業	39,300	42.9	41,316	43.5
(不動産賃貸業)	(19,974)	(21.7)	(21,409)	(22.5)
物品賃貸業	0	0.0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	582	0.6	643	0.7
宿泊業	646	0.7	645	0.7
飲食業	2,569	2.8	2,564	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	1,002	1.1	1,042	1.1
教育、学習支援業	50	0.1	18	0.0
医療、福祉	110	0.1	100	0.1
その他のサービス	4,640	5.1	4,660	4.9
その他の産業	530	0.6	205	0.2
小計	70,937	77.4	73,253	77.1
国・地方公共団体等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	20,762	22.6	21,741	22.9
合計	91,699	100.00	94,994	100.00

(注) 1.漁業、鉱業、砕石業、砂利採取業は該当がなく、掲載しておりません。
2.当期より、個人の不動産賃貸業関連貸出は不動産業へ含んでおります。
3.業種別区分は日本標準分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
固定金利貸出	26,438	26,906
変動金利貸出	65,261	68,088
合計	91,699	94,994

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	28,120	30.67	29,403	30.95
設備資金	63,579	69.33	65,591	69.05
合計	91,699	100.00	94,994	100.00

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	565	0.63	494	0.53
手形貸付	2,595	2.87	2,738	2.97
証書貸付	86,762	96.07	88,552	95.94
当座貸越	386	0.43	518	0.56
合計	90,310	100.00	92,303	100.00

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位: 百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	3,632	2,033	1,599	100.00	100.00
	令和4年度	3,432	1,895	1,537	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	3,539	2,435	147	72.96	13.32
	令和4年度	3,883	2,836	185	77.80	17.67
要管理債権	令和3年度	711	540	26	79.61	15.20
	令和4年度	899	778	11	87.76	9.09
三月以上延滞債権	令和3年度	0	0	0	0.00	0.00
	令和4年度	0	0	0	0.00	0.00
貸出条件緩和債権	令和3年度	710	540	26	79.72	15.29
	令和4年度	899	778	11	87.76	9.09
小 計	令和3年度	7,883	5,008	1,772	86.01	61.63
	令和4年度	8,216	5,509	1,733	88.15	64.02
正 常 債 権	令和3年度	83,909				
	令和4年度	86,869				
合 計	令和3年度	91,792				
	令和4年度	95,085				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、(1、2及び3に掲げるものを除く)です。
7. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条3項)によるものに限る)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位：百万円、%)

区 分		金額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和3年度	2,001	2.18	-
	令和4年度	2,142	2.25	-
有 価 証 券	令和3年度	-	-	-
	令和4年度	-	-	-
動 産	令和3年度	18	0.01	-
	令和4年度	6	0.01	-
不 動 産	令和3年度	70,452	76.82	34
	令和4年度	75,211	79.17	27
小 計	令和3年度	72,472	79.03	34
	令和4年度	77,360	81.44	27
信用保証協会・ 信用 保 険	令和3年度	10,897	11.88	-
	令和4年度	10,415	10.96	-
保 証	令和3年度	2,127	2.31	-
	令和4年度	1,833	1.93	-
信 用	令和3年度	6,202	6.76	16
	令和4年度	5,385	5.67	20
合 計	令和3年度	91,699	100.00	50
	令和4年度	94,994	100.00	47

住宅ローン・消費者ローン残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
住 宅 ロ ー ン	9,189	91.83	8,793	92.01
消 費 者 ロ ー ン	818	8.17	764	7.99
合 計	10,007	100.00	9,557	100.00

貸倒引当金の内訳 (単位：百万円)

項 目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	198	12	172	△ 26
個別貸倒引当金	1,746	47	1,733	△ 13
貸倒引当金合計	1,944	59	1,905	△ 39

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係わる引当は行っておりません。

貸出金償却額 (単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	-	17

有価証券に関する指標

有価証券種類別残存期間別残高 (単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定めがないもの	合 計
国 債	令和3年度	-	-	639	18,021	-	18,660
	令和4年度	-	-	4,176	13,835	-	18,012
地 方 債	令和3年度	-	4,395	5,002	2,868	-	12,265
	令和4年度	1,107	4,537	3,705	2,454	-	11,805
社 債	令和3年度	3,426	9,358	3,824	9,429	303	26,342
	令和4年度	3,323	8,267	4,964	7,918	292	24,766
株 式	令和3年度	-	-	-	-	146	146
	令和4年度	-	-	-	-	147	147
外 国 証 券	令和3年度	802	1,501	2,179	4,642	-	9,126
	令和4年度	500	1,576	2,106	4,517	-	8,701
そ の 他 の 証 券	令和3年度	-	974	1,665	-	8,911	11,550
	令和4年度	377	680	255	-	8,672	9,985
合 計	令和3年度	4,228	16,229	13,310	34,962	9,360	78,091
	令和4年度	5,308	15,062	15,209	28,726	9,112	73,419

有価証券種類別平均残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	17,506	23.24	18,338	24.63
地 方 債	11,984	15.91	11,570	15.54
社 債	26,771	35.53	24,785	33.29
株 式	153	0.20	153	0.21
外 国 証 券	9,419	12.50	9,056	12.16
そ の 他 証 券	9,510	12.62	10,553	14.17
合 計	75,345	100.00	74,457	100.00

有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	300	307	7	100	103	3
	小 計	300	307	7	100	103	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	200	186	△13	200	177	△ 22
	そ の 他	2,300	2,184	△ 115	2,600	2,380	△ 219
	小 計	2,500	2,370	△ 129	2,800	2,558	△ 241
合 計		2,800	2,677	△ 122	2,900	2,661	△ 238

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	19	13	5	35	31	3
	債 券	41,810	39,821	1,989	31,863	30,503	1,359
	国 債	10,879	9,929	950	8,034	7,336	698
	地 方 債	11,109	10,597	511	9,460	9,113	347
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	19,820	19,293	526	14,367	14,053	313
	そ の 他	11,951	10,695	1,256	9,204	8,439	765
	小 計	53,781	50,531	3,250	41,103	38,975	2,128
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	46	60	△ 13	31	40	△ 9
	債 券	15,258	15,879	△ 621	22,521	24,052	△ 1,531
	国 債	7,780	8,279	△ 498	9,977	10,970	△ 993
	地 方 債	1,155	1,189	△ 33	2,344	2,476	△ 131
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	6,321	6,410	△ 89	10,198	10,605	△ 406
	そ の 他	6,125	6,504	△ 379	6,782	7,429	△ 646
	小 計	21,429	22,444	△ 1,014	29,335	31,522	△ 2,187
合 計		75,211	72,975	2,235	70,438	70,497	△ 59

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1)	80	80
組 合 出 資 金 (*2)	1,351	1,351
合 計	1,431	1,431

- (*1) 非上場株式のうち、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は時価開示の対象とはしておりません。
 (*2) 組合出資金(全信組連出資金)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
全国信用協同組合連合会	37	34.26	37	38.14
株式会社商工組合中央金庫	0	0.00	0	0.00
株式会社日本政策金融公庫	18	16.67	14	14.43
独立行政法人住宅金融支援機構	42	38.89	35	36.09
独立行政法人中小企業基盤整備機構	11	10.18	11	11.34
合 計	108	100.00	97	100.00

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		令和3年度		令和4年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	87,607	57,139	89,980	63,718
	他の金融機関から	109,819	67,086	113,379	69,091
代金取立	他の金融機関向け	939	685	639	462
	他の金融機関から	1,497	2,513	781	1,401

その他の項目

- 商品有価証券の種類別平均残高
- オプション取引の時価情報
- オフバランス取引の状況
- 外貨建資産残高
- 外国為替取扱高
- 先物取引の時価情報
- 公共債窓販売実績
- 公共債引受額

以上該当ありません。

子会社の状況

当組合には「子会社」はありません。

主要な事業の内容

A. 預金業務

預金・定期積金

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ)手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形及び電子記録債権等の割引を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

E. 附帯業務

(イ)債務の保証業務

(ロ)有価証券の貸付業務

(ハ)国債等の引受け

(ニ)代理業務(業務の媒介を含む)

(a)全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c)独立行政法人中小企業基盤整備機構業務

(d)日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ)地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ)株式払込金の受入代理業務

(ト)貸金庫業務

(チ)信託会社・信託業務を営む金融機関の代理業務(業務の媒介を含む)

(a)オリックス銀行株式会社

(リ)両替業務

(ヌ)保険商品の窓販業務

(ル)電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

以下の業務はお取扱いしておりません。

商品有価証券売買業務

社債受託及び登録業務

金融先物取引等の受託等業務

自己資本の充実の状況

I. 定性的な開示事項

1. 自己資本調達の手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。

普通出資	発行主体:中ノ郷信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,331百万円
非累積的永久優先出資	発行主体:中ノ郷信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,971百万円 実質配当率 年0.10%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分に保たれております。

3. 信用リスクに関する事項

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当組合が損失を受けるリスクを言います。当組合では、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く職員に理解を促し、遵守させるとともに、各種リスクの中でも信用リスクが最も重要であるとの認識をしております。

又、信用リスクの管理にあたっては、小口多数取引によるリスク分散、業種別、大口与信先の管理、統計的手法による「VaR算出」等、様々な角度からの分析に注力しております。一連の信用リスク管理状況については、ALM委員会で協議・検討を行い、必要に応じて理事会・常勤理事会への報告を行う体制となっております。

貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に準拠し、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に適正に計上しております。その結果や手続について内部監査及び外部監査人の監査を受けるなど、厳正な会計処理に努めております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減する為の措置で、具体的には預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブ等が該当します。

当組合が取扱う担保には自組合預金積金、有価証券、不動産等があります。又、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。その手続については当組合が定める「事務取扱要領」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

当組合では融資の取組みに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断を行っており、担保や保証による保全措置はあくまで補完的な位置付けとして認識し、極力担保又は保証に過度に依存しない体制に努めております。その上で与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分に説明しご理解をいただき、ご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続がなされていない定期預金、日本銀行貸出支援金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当組合が損失を被るリスク等、と位置づけております。オペレーショナル・リスクにおける、統括的な管理部署はALM委員会とし、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについて、それぞれリスク管理規程を制定し、所管の各部署により、適切に管理・チェックする体制の整備を図っております。

また、これらのリスクに関しましては、ALM委員会において協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会等において経営陣に報告する体制を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しており、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額としています。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式、株式関連投資信託等の価格変動にかかるリスクの認識につきましては、時価評価および「市場リスク管理規程」に基づくリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、損失限度枠の順守状況を定期的に経営陣への報告と、金融市場で不測の事態が生じた場合を想定したストレステストなど、複合的なリスク分析を実施し、ALM委員会等に定期報告しています。

一方、非上場株式やファンドへの投資等に関しましては、財務諸表や運用報告を基にした評価によるモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、当組合の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響をうけるもの(預貸金、有価証券、預け金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では四半期毎に金利リスクを算出し、ALM委員会及び常勤理事会に報告し、協議・検討するとともに適宜、対応を講じる体制を整えて管理しております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

① 流動性預金に割当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

② 流動性預金に割当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割当てられた最長の金利改定満期は5.0年です。

③ 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)およびその前提

流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済および定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤ 複数の通貨の集計方法およびその前提

複数の通貨の集計方法およびその前提については、 Δ EVEが正となる通貨のみを単純合算しています。

⑥ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

スプレッドおよびその変動は考慮していません。

⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVE、 Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルの使用等、 Δ EVE、 Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提について、該当事項はありません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE(最大値)は、保有有価証券の平均残存期間短期化を主因として、前事業年度末と比較し減少しています。

Δ NII(最大値)は、預け金(運用)の残存期間長期化を主因として、前年度と比較し増加しています。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当組合は重要性テスト(Δ EVE/自己資本額)において基準値(20%)を超過しておりますが、金利リスク発生時においても自己資本額の最低水準を上回る余裕があり、金利リスク管理上は許容可能な水準と認識しております。

Ⅱ. 自己資本の構成に関する開示事項

項 目	令和3年度		令和4年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	16,837		17,150	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,450		3,434	
うち、利益剰余金の額	13,431		13,760	
うち、外部流出予定額(△)	44		44	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	198		172	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	198		172	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	84		42	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,120		17,366	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8		10	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8		10	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	8		10	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	17,112		17,356	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	117,018		116,152	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 116		△ 116	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,059		△ 1,059	
うち、上記以外に該当するものの額	942		942	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,236		5,467	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	122,255		121,619	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.99%		14.27%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

Ⅲ. 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	117,018	4,680	116,152	4,646
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	115,631	4,625	114,845	4,593
(i) ソブリン向け	720	28	665	26
(ii) 金融機関向け	12,777	511	10,213	408
(iii) 法人等向け	29,702	1,188	34,820	1,392
(iv) 中小企業等・個人向け	8,856	354	8,798	351
(v) 抵当権付住宅ローン	1,411	56	1,432	57
(vi) 不動産取得等事業向け	35,796	1,431	34,553	1,382
(vii) 三月以上延滞等	419	16	416	16
(viii) 出資等	6,716	268	6,986	279
出資等のエクスポージャー	6,716	268	6,986	279
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,524	300	3,479	139
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,351	54	1,351	54
(xi) その他	10,356	414	12,126	485
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,502	60	1,344	53
ルック・スルー方式	1,502	60	1,344	53
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	942	37	942	37
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,059	△ 42	△ 1,059	△ 42
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	78	3
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	5,236	209	5,467	218
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	122,255	4,890	121,619	4,864

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法> $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

（1）信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別及び残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国内	152,830	154,483	91,792	95,085	57,200	55,556	-	-	685	577
国外	7,798	8,098	-	-	7,798	8,098	-	-	-	-
地域別合計	160,628	162,581	91,792	95,085	64,999	63,654	-	-	685	577
製造業	15,097	14,345	9,598	8,948	5,499	5,397	-	-	135	99
農業、林業	115	113	115	113	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	3,968	4,476	3,568	3,976	400	500	-	-	110	103
電気、ガス、熱供給、水道業	3,213	3,924	208	319	3,005	3,605	-	-	-	1
情報通信業	4,038	3,873	1,139	1,174	2,899	2,699	-	-	-	-
運輸業、郵便業	6,353	5,764	3,366	3,176	2,987	2,588	-	-	-	39
卸売業、小売業	7,238	7,577	4,538	5,177	2,700	2,400	-	-	34	40
金融業、保険業	7,572	7,169	168	165	7,404	7,004	-	-	-	-
不動産業	43,066	44,800	40,563	42,598	2,503	2,202	-	-	107	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	805	889	805	889	-	-	-	-	-	-
宿泊業	646	645	646	645	-	-	-	-	-	-
飲食業	3,053	3,024	2,853	2,824	200	200	-	-	5	1
生活関連サービス業、娯楽業	1,122	1,061	1,122	1,061	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	50	18	50	18	-	-	-	-	4	-
医療、福祉	110	100	110	100	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	5,434	5,512	5,434	5,512	-	-	-	-	45	36
その他の産業	533	205	533	205	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	36,498	36,055	-	-	36,498	36,055	-	-	-	-
個人	16,968	18,177	16,968	18,177	-	-	-	-	243	254
その他	4,738	4,842	-	-	900	1,000	-	-	-	-
業種別合計	160,628	162,581	91,792	95,085	64,999	63,654	-	-	-	-
1年以下	12,835	14,611	8,608	9,701	4,227	4,910	-	-	-	-
1年超3年以下	12,933	11,451	4,301	4,075	8,632	7,376	-	-	-	-
3年超5年以下	12,720	12,428	6,387	5,645	6,333	6,783	-	-	-	-
5年超7年以下	10,831	9,544	5,188	5,736	5,643	3,808	-	-	-	-
7年超10年以下	17,014	21,451	11,492	10,870	5,522	10,581	-	-	-	-
10年超	89,522	87,876	55,188	57,988	34,334	29,888	-	-	-	-
期間の定めのないもの	4,723	5,168	579	1,020	306	306	-	-	-	-
その他	49	50	49	50	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	160,628	162,581	91,792	95,085	64,999	63,654	-	-	-	-

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

（2）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	令和3年度	186	12	-	198
	令和4年度	198	-	△26	172
個別貸倒引当金	令和3年度	1,699	47	-	1,746
	令和4年度	1,746	-	△13	1,733
合計	令和3年度	1,885	59	-	1,944
	令和4年度	1,944	-	△39	1,905

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	402	394	-	-	8	74	394	320	54	25
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	38	30	-	3	8	-	30	33	1	3
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
情 報 通 信 業	8	-	8	6	-	-	-	6	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
卸 売 業、小 売 業	68	35	-	7	33	-	35	42	-	6
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	360	543	183	-	-	49	543	494	-	-
物 品 質 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	7	4	-	1	3	-	4	5	5	-
宿 泊 業	169	410	241	-	-	1	410	409	-	-
飲 食 業	21	22	1	9	-	-	22	31	-	3
生活関連サービス業、娯楽業	5	-	-	1	5	-	-	1	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	314	40	8	-	274	3	40	37	0	1
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	303	262	-	86	41	-	262	348	2	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,699	1,746	433	115	372	127	1,746	1,732	64	39

(注) 1. 当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	41,905	-	41,678
10%	-	7,678	-	7,108
20%	8,392	500	7,592	400
35%	-	4,054	-	4,111
50%	11,902	886	12,400	703
75%	-	12,207	-	12,115
100%	5,001	63,885	3,800	67,965
150%	-	202	-	197
250%	-	2,006	-	606
1,250%	-	-	-	-
その他	1,899	105	3,799	2,784
合 計	27,195	133,433	27,593	134,988

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものを記載しています。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,291	2,354	-	-	-	-	-	-
①ソブリン向け	-	-	-	-	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③法人等向け	1,007	1,136	-	-	-	-	-	-
④中小企業等・個人向け	790	736	-	-	-	-	-	-
⑤抵当権付住宅ローン	10	8	-	-	-	-	-	-
⑥不動産取得等事業向け	482	472	-	-	-	-	-	-
⑦三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22条)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

4. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	4,363	4,363	3,937	3,937
非 上 場 株 式 等	4,830	4,830	5,045	5,045
合 計	9,193	9,193	8,982	8,982

(注) 投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものを、一括して上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	191	23
売 却 損	130	0
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	2,235	△ 59

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

5. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,985	2,684
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

6. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	6,431	5,680	595	658
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	55	39
3	ス テ ィ ー プ 化	5,064	4,293		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	829	681		
6	短 期 金 利 低 下	0	0		
7	最 大 値	6,431	5,680	595	658
8	自 己 資 本 の 額	令和3年度 17,112		令和4年度 17,356	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

営業のご案内（なかのこうは午後3時まで、窓口営業をしています）

ローンのご案内

種 類	ご融資金額	ご融資期間	特 色
環境配慮型ローン	お使いみち別に以下の4商品をご用意しております。		
エコ・電化ローン	10万円以上 100万円以内	1年以上5年以内	省エネ家電のご購入にご利用頂けます。
エコ・カーローン	10万円以上 500万円以内	1年以上7年以内	電気自動車、ハイブリット車、低燃費車等のご購入にご利用頂けます。
エコ・リフォームローン	10万円以上 500万円以内	1年以上10年以内	太陽光発電、オール電化リフォームなどにご利用頂けます。
エコ・アクションローン	10万円以上 1,000万円以内	1年以上10年以内	下記記載の環境配慮型認証のいずれかを取得した業歴1年以上の法人・個人事業主の方が、運転資金・設備資金・認証取得資金としてご利用頂けます。 ①エコアクション21 ②ISO14001 ③エコステージ ④グリーンエネルギー認証 ⑤その他エコ関連認証
生活実感ローン	お使いみち別に以下の3商品をご用意しております。生活実感ローンでは、当組合に給与振込の指定をされた方は、適用金利を1%引き下げいたします。		
住まい快適ローン	10万円以上 300万円以内	1年以上10年以内	お住まいに関するあらゆる資金にご利用頂けます。
カーライフローン	10万円以上 300万円以内	1年以上5年以内	車に関するあらゆる資金にご利用頂けます。
教育ローン	10万円以上 300万円以内	1年以上8年以内	教育に関するあらゆる資金にご利用頂けます。
住宅ローン	商品は、以下の2商品をご用意しております。		
なかのこう 住まいのいちばん ネクストV	100万円以上 10,000万円以内	2年以上35年以内	お申込者ご自身が居住することを目的とした住宅総合資金です。土地及び住宅の購入資金、住宅の新築、リフォーム資金、他行住宅ローン借換資金等にお使いいただけます。
ファイブステップ	500万円以上 5,000万円以内	1年以上35年以内	準固定金利(5年ごとの適用金利見直し)型の住宅ローンで、用途に応じて基本型・ペアローン・親子リレーローンの3種類があり、お取引の内容によって金利が優遇されます。
しんくみビジネスローン	50万円以上 500万円以内	5年以内	組合員歴1年以上または預金取引1年以上の法人・個人事業主限定の商品で、運転資金・設備資金等事業性資金にご利用頂けます。
フリーローン・パーフェクト	10万円以上 500万円以内	6か月以上10年以内	お使いみちはご自由です（事業性資金や借換資金の申込も可能です）。
Web 仮 申 し 込 み 可 能 商 品	フリーローン・チョイス	10万円以上 500万円以内	10年以内 お使いみちはご自由です（ただし事業性資金を除きます）。
	奨学ローン・スペシャル	10万円以上 500万円以内	15年以内 小・中・高校、専門学校、大学等への受験料・入学金・授業料のお支払いにご利用いただけます。
	カーライフローン・スペシャル	10万円以上 1,000万円以内	10年以内 お車の購入、免許取得費用、車の修理費等にご利用いただけます。※Web申込の方は、500万円以下になります。
	リフォームローン・ワイド・スペシャル	100万円以上 1,000万円以内	15年以内 リフォーム関連資金全般にご利用いただけます。※Web申込の方は、500万円以下になります。
	カードローン・アラカルト	50万円以上 300万円以内	1年毎の自動更新 お借入れの限度額は50・100・200・300万円の4種類です。お使いみちはご自由です（ただし事業性資金を除きます）。キャッシュカードと同じ要領でご利用になれる便利なローンです。
墓地・墓石・納骨堂購入と 葬儀費用専用ローン・やすらぎ	10万円以上 90万円以内	1年以上8年以内	墓地、墓石、納骨堂の購入や葬儀費用のお支払いにご利用いただけます。
商店街応援ローン・商売繁盛	10万円以上 300万円以内	運転資金 1年以上5年以内 設備資金 1年以上7年以内	当組合営業地域内の商店街でご商売を営まれている方、あるいは1カ月以内にご商売をはじめることが決定している法人または個人のお客様が運転資金・設備資金が必要な場合にご利用いただけます。

※保証会社の審査が必要なローンがあります。

※各商品の詳しい内容は担当者にお問合わせいただくか、商品概要説明書をご覧ください。

預金のご案内

種 類	期間その他	お預け入れ額	特 色	
普通預金	定めなし	1円以上	いつでも自由に出し入れができる預金です。公共料金等の自動支払い、給料・年金などの自動受取にもご利用いただけます。	
			「無利息・要求払い・決済サービスを提供できる」という3条件を満たす「決済用預金」で、預金保険制度で全額保護の対象となります。	
			後見開始の審判を受けている方で、家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方がご利用できる普通預金です。口座開設のほか、入金・出金の場合でも「指示書」が都度必要になります。口座開設時は「指示書」とともに現金もご持参ください。	
		普通預金 1円以上 定期預金、定期積金 10,000円以上	「貯める・増やす・支払う・借りる」の取引が1冊の通帳でできる便利な口座です。なお、自動貸越（ご融資）の限度額はセットした定期預金・定期積金の残高の90%以内、かつ、300万円までです。	
当座預金	定めなし	1円以上	取引代金の決済に便利で安全な小切手・手形を振出すことができる預金です。「決済用預金」に該当し、預金保険制度で全額保護の対象となります。	
納税準備預金	定めなし	1円以上	国税・地方税納付のための預金です。お利息は、普通預金よりも優遇されておりますので、計画的に納税資金を貯めることができます。お利息に税金はかかりませんが、納税以外の目的で払い戻した場合は課税対象となります。	
通知預金	定めなし 但し、2日前までに通知が必要	10,000円以上	まとまったお金を短期運用するために最適な預金です。解約（一部払戻し）の場合は2日前までに当組合への通知が必要です。また、預入日から7日間の据置期間が必要になります。	
定期積金	定期積金	6ヵ月～5年	10,000円以上 1,000円単位	目標の実現や、イザというときの備えに毎月積立していく商品です。集金にお伺いするほか、自動引き落としも可能で無理なく貯められます。定期性総合口座にセットすることができます。
	子育て応援積金 みらい	3年～5年	10,000円以上 50,000円以内 1,000円単位	契約時に18歳以下のお子様を扶養している親権者様及び18歳以下のお孫さんがいる祖父母の方がお申込できる定期積金です。
定期預金	スーパー定期預金	1ヵ月～5年	1,000万円未満	普通預金より金利が高く、期間を定めて確実に増やすニーズにお応えできる預金です。個人の方は複利型もお選び頂けます。
	大口定期預金	1ヵ月～5年	1,000万円以上	1,000万円以上の大きな資金をまとめて運用するのであれば期間を定めて確実に増やすニーズにお応えできる預金です。
	期日指定定期預金	最長3年	100円以上 300万円未満	個人の方が対象の預金です。期間を定めて“確実にかつ効率的に増やすニーズ”にお応えできる預金です。お預け後1年経過すると1ヵ月前のご連絡で自由に払い出しができます。
	すみれ定期預金	1年	1万円以上 500万円以内	当組合で国民年金・厚生年金・共済年金をお受け取りの方、または、新規裁定手続きで当組合の口座をご指定頂いた方に限りお申込み頂ける優遇金利の商品です。
	相続定期預金 ボタンタッチ	6ヵ月または1年	10万円以上 1円単位	相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金に限りお申込み頂ける優遇金利の商品です。
財形預金	財形年金預金	積立期間5年以上	1,000円以上	将来の年金資金づくりの預金です。財形住宅預金と合算で、元金550万円までお利息が非課税の特典があります。
	財形住宅預金	積立期間5年以上		住宅取得のための資金づくりの預金です。財形年金預金と合算で、元金550万円までお利息が非課税の特典があります。
	一般財形預金	積立期間3年以上		貯蓄目的は自由です。課税対象になりますが、給与・ボーナスから天引きで積立てる預金で、お勤めの方の財産づくりに最適です。

サービスのご案内

種 類	サ ー ビ ス の 内 容	
内国為替	当組合を窓口として、全国の金融機関へ正確・迅速に「振込」「代金取立」をします。	
定額自動送金サービス		一度のご依頼で、毎月ご指定の日に一定の金額を、自動でご指定の口座へお振込いたします。
給与振込サービス		従業員さまに支給する「給与・賞与」をご指定の口座にお振込いたします。
公金・公共料金等収納		国・都・区などの公金収納、電気・ガス・水道・電話・NHKなどの公共料金の取扱いをしております。
自動支払サービス	電気・ガス・水道・電話・NHKなど各種公共料金、税金および各種クレジット利用代金の決済などをご指定の預金口座から自動的にお支払いするサービスです。	
ATMサービス	当組合のATMでは、次のサービスがご利用できます(硬貨はご利用できません)。 ①お引き出し ②お預け入れ ③残高照会 ④お振込(キャッシュカードによるお振込に限ります) ⑤通帳記帳 ⑥暗証番号のご変更 ⑦通帳繰越(当組合発行の通帳に限ります)	
カードローンサービス		当組合発行のカードローンのお借入・ご返済(随時返済)がご利用いただけます。提携金融機関のATMでもご利用できます。
キャッシングサービス		各種クレジットカードのキャッシングがご利用いただけます。ご利用可能なクレジットカードにつきましては、当組合窓口までお問い合わせください。
しんくみ 相互記帳サービス		当組合および全国の提携信用組合が発行する通帳は、当組合または提携信用組合のATMでご記帳いただけます。但し、通帳繰越は発行信用組合でのATMに限ります。
キャッシュカードサービス		当組合の個人用キャッシュカードは、全国の提携金融機関のATMでもご利用いただけます。残高照会、お引き出し、お振込(一部を除きます)。また、ローソン銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お引き出し)。
セブン銀行 提携サービス		当組合の個人用キャッシュカードは、セブン銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お預け入れ、お引き出し)。セブン銀行ATMでの取扱手数料は、所定時間内 無料 です。
ゆうちょ銀行 提携サービス		当組合の個人用キャッシュカードは、ゆうちょ銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お預け入れ、お引き出し)。
イオン銀行 提携サービス		当組合の個人用キャッシュカードは、イオン銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お預け入れ、お引き出し、お振込)。
ビューカード 提携サービス		当組合の個人用キャッシュカードは、JR東日本の駅にある「VIEW ALTT」のATMでもご利用いただけます(残高照会、お引き出し)。
しんくみお得ねっと サービス		当組合の個人用キャッシュカードは、全国にある提携信用組合のATMで手数料無料でお引き出しができます(所定時間内に限り無料です)。
入金ネットサービス		当組合の個人用キャッシュカードは、全国の提携金融機関(第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫)のATMで、お預け入れができます。
デビットカードサービス		当組合のキャッシュカードは、J-debit(デビット)カードとしてご利用頂けます。J-Debitカードとは、お買物などの代金の支払いをキャッシュカードでご利用いただけるサービスです。代金はその場で決済されます。
インターネット口座振替 受付サービス(Web口振)	公共料金や携帯電話・クレジットカード利用料等のお支払方法として「口座振替」を希望する際に、収納企業等のホームページから「口座振替契約」が締結できます。ご利用には当組合の個人用キャッシュカードが必要です。	
ペイジー(Pay-easy) 口座振替受付サービス		当組合が提携する収納企業等の店頭などで当組合のキャッシュカードを読み、暗証番号を押下することで「口座振替契約」を締結することができます。個人用に限ります。

種 類	サービスの内容
インターネットバンキング (I B) サービス	「個人用」と「法人・個人事業主用」があります。法人用では「総合振込」「給与・賞与振込」もご利用頂けます。「ワンタイムパスワード」をはじめ、セキュリティ対策を行っております。ご利用には書面でのお申込みが必要です。
ペイジー (Pay-easy) 税金・各種料金払込み サービス	 インターネットバンキングをご利用のお客様は、ペイジーによる、税金・各種料金の払込み・お支払いが簡単にできます。
でんさいネットサービス	手形に代わる新しい資金決済サービスです。電子記録債権の発生記録請求をはじめとする各種取引が可能となります。ご利用には別途書面でのお申込みが必要で、書面方式とインターネット方式があります。割引もご利用いただけます。
フィンテック関連	 金融とテクノロジーが一体となった新しいサービスです。
A P I 連携サービス	当組合のインターネットバンキング【法人・個人向け共に】をご利用されているお客様が、フィンテック業者が提供する会計ソフトや家計簿ソフト等と連携させることにより、取引履歴データや残高などを反映させることができます。
口座管理アプリ	 「しんくみアプリ with CRECO」では、預金残高や入金明細が簡単にご確認できます。また、クレジットカードの利用履歴や「モバイルSuica」「楽天Edy」などの利用履歴(入金を除く)も分かります。ご利用にはキャッシュカードの発行と当組合届出済の電話番号(携帯等)からの架電が必要です。
口座開設アプリ	 「口座開設アプリ」は、当組合に来店することなく運転免許証のみで口座開設依頼ができるアプリです。作成された口座は、無通帳・無届出印によりご利用いただけます。残高等は個人用インターネットバンキングや「口座管理アプリ(CRECO)」によりご確認頂けます。
QRコード・スマホ決済 <キャッシュレス決済>	以下のQRコード・スマホ決済アプリでは、当組合の預金口座と連携することができます。口座連携することでお金をチャージ(または即時決済)することができ大変便利です。登録には、運転免許証が必要になる場合があります。以下のアプリ以外でも au PAY、UNIQLO Pay、TOYOTA Wallet、B/43、にゃん Pay、SU-Pay、Smartpay、Coke ON Walletなどで口座連携ができます。
Bank Pay	 Bank Pay(バンクペイ)はアプリ内にお金を予めチャージしておくことなくお買い物ができます。お買い物をしたら、紐付けした預金口座より即時決済(引き落とし)されます。ご利用(当組合口座との連携)には個人用キャッシュカードが必要です。
J-Coin Pay	 J-Coin Payはみずほ銀行が提供するQRコード決済アプリで、J-Coin Pay加盟店で支払いや個人間の送金等が無料で簡単にできます。ご利用(当組合口座との連携)には個人用キャッシュカードが必要です。なお、チャージは500円以上からできます。
PayPay	 当組合の預金口座と連携することができ、チャージ等を行うことでPayPay加盟店での支払いや個人間の送金、「わりかん」が簡単にできます。チャージできる手段が多いのが特徴です。なお、ご利用(当組合口座との連携)には個人用キャッシュカードが必要です。
しんくみ相続信託	 「しんくみ相続信託」は、相続発生時に速やかにお受取りになれる『遺言代用信託』商品です。特徴として、「元本保証」、「中途解約が可能」、「年1回の配当金」があります。申込手数料・中途解約手数料もありません。お受取人様もお孫様までご指定が可能です。
年金の自動受取サービス	 国民年金、厚生年金、共済年金など各種年金を安全・確実にお受取りいただけます。当組合で年金をお受取りの方はお誕生日プレゼントをお届けしています。また、金利が優遇された定期預金などの優遇商品がご利用いただけます。
貸金庫・自動貸金庫	お客様の大切な書類、貴重品などの財産を火災・盗難などからお守りいたします。
株式の払込み	会社設立や増資する場合の株式払込金の受け入れ委託事務のお取り扱いをしております。
火災保険	「しんくみ安心マイホーム」(個人用火災総合保険)をお取り扱いしております。充実した補償内容が魅力です。
経営相談会	 取引先企業の支援・再生に向け、中小企業診断士をアドバイザーとした無料経営相談会を開催しております。
年金相談会	 当組合では、定期的に年金相談会を実施しており、年金の専門知識を有する当組合職員がご相談に応じております。また、ご連絡いただければ相談会以外の日でもご自宅まで訪問いたします。当組合で年金受給して頂くための裁定・変更手続きもお手伝いさせていただきます。
取次サービス	「しんくみ経営者年金」「中退共」「建退共」「小規模企業共済」「経営セーフティ共済」の取次を行っております。

※詳しくは当組合ホームページをご覧ください。窓口または担当者までお問い合わせください。

手数料のご案内 ※ご不明な点は、窓口または担当者までお問い合わせください。
※金額には10%の消費税が含まれています。

振込手数料	振込先	振込額	窓 口		A T M	
			組員	組員外	組員	組員外
振込手数料	他行あて (電信扱・文書扱)	5万円以上	495円	715円	385円	605円
		1万円以上5万円未満	385円	495円	275円	385円
		1万円未満	275円	385円	165円	275円
	当組合あて (電信扱・文書扱)	5万円以上	220円	330円	110円	220円
		5万円未満	110円	220円	55円	110円

○ 視覚障がい者等の方の振込手数料は下記の通りです。

振込手数料	振込先	振込額	窓 口	
			組員	組員外
振込手数料	他行あて (電信扱・文書扱)	5万円以上	385円	605円
		1万円以上5万円未満	275円	385円
		1万円未満	165円	275円
	当組合あて (電信扱・文書扱)	5万円以上	無 料	無 料
		5万円未満	無 料	無 料

発行 手数料	発行手数料		金額
	小切手帳	1冊50枚	1,100円
	約束手形帳	1冊25枚	1,100円
	為替手形帳	1冊25枚	1,100円
	マル専用約束手形	1枚	440円
	自己宛小切手	1枚	550円
	残高証明書	1通	220円
	取引履歴(取引明細)	1口座1ヶ月分につき	110円
	融資証明書	1枚	1,100円
	利息支払証明書	1枚	220円
	グルメ会カード	1枚	330円
	両替機専用カード	1枚	1,100円

代金取立手数料	項目	金額
代金取立手数料	電子交換手形取立手数料	660円
	個別手形取立手数料	1,100円

その他手数料	項目		金額
	送金・振込の組戻料		660円
	取立手形組戻料		660円
	不渡手形返却料		660円
	取立手形店頭呈示料		660円
	給与振込手数料(仕向)自店内		無 料
給与振込手数料(仕向)他行宛		440円	

再発行 手数料	再発行手数料		金額
	預金積金証書・通帳		550円
	出資証券		550円
	当座預金照合表		550円
	キャッシュカード		550円
	ローンカード		550円
	両替機専用カード		550円

※給与振込手数料(仕向)他行宛の手数料は当組合に「給与振込に関する契約書」をご提出いただいたお客様に対し適用されます。

融資関係 手数料	割引手形関係手数料		金額	
	割引手形関係手数料	手形信用調査料	1件につき	220円
		電子交換手形取立手数料		660円
	一般ローン・住宅ローン 不動産担保取扱手数料	新規設定 (譲受を含む)	23区内	1件につき 33,000円
			23区外	55,000円
		変更設定(極度額・順位・追加担保・債務者等)		1件につき 11,000円
		抹消	全部・一部	1,100円
		取引同行立会(上記にプラス)		11,000円
	収益物件向け (アパート等取得)ローン 不動産担保取扱手数料	新規設定 (譲受を含む)	23区内	1件につき 55,000円
			23区外	77,000円
		変更設定(極度額・順位・追加担保・債務者等)		1件につき 11,000円
		抹消	全部・一部	1,100円
		取引同行立会(上記にプラス)		11,000円
	条件変更手数料		1回につき	5,500円
	繰上返済手数料	一部繰上返済	1回につき	3,300円
1回につき			5,500円	平成28年10月以降の実行分
全額繰上返済		貸付後3年以内	3,300円	平成28年 9月末迄の実行分
		貸付後3年超5年以内	22,000円	平成28年10月以降の実行分
		貸付後5年超	11,000円	
全額繰上返済 (他金融機関での 借換による場合 及びそれに準 ずるもの)		貸付後3年以内	5,500円	平成28年 9月末迄の実行分
		貸付後3年超5年以内	3,300円	
		貸付後5年超	3,300円	

※不動産担保取扱手数料の「23区内」「23区外」とは、当該担保物件の所在地のことです。

※不動産担保取扱手数料で「収益物件向けローン」とは、不動産賃貸を目的とした賃貸アパート・賃貸マンション・賃貸ビルなどの取得資金に対するご融資のことを言います。

※不動産担保取扱手数料で、担保建物が住居(自宅)兼用収益物件の場合は、「一般ローン・住宅ローン」の手数料とします。

※繰上返済手数料は、信用保証協会や保証会社の保証付融資については、平成28年10月以降の実行分から適用外とします。

※繰上返済の出来る日は、原則として毎月の約定日とします。また繰上返済ご希望日の7営業日前までに、当組合所定の書式でお取扱店舗にあらかじめお申し出ください。

※全額繰上返済における他金融機関での借換による場合及びそれに準ずるものとは、当初借入時の資金使途・返済期間・条件等に大幅な乖離があったものを指します。

(注)の箇所につきましては不課税のため消費税は含まれておりません。

◎当組合ATMは365日ご利用いただけます。

両替手数料	枚数	窓口/両替機	
	1枚～50枚	1回目	無料
2回目以降		550円	
500枚まで	550円		
	1,100円		
	500枚ごとに550円加算		

ATM利用料	他行カード	当組合キャッシュカード		無料
		平日	8:30～18:00	110円
			18:00～20:00	220円
		土曜日	9:00～14:00	110円
14:00～18:00	220円			
日曜日 祝日 12月31日～1月3日	9:00～18:00	220円		

大量硬貨取扱手数料	枚数	窓口
	1枚～100枚	無料
500枚まで	550円	
1,000枚まで	1,100円	
1,001枚～	500枚ごとに550円加算	

◎当組合カードのセブン銀行ATMご利用のご案内

	利用可能時間	うち手数料無料時間
平日	8:00～21:00	8:45～18:00
土曜日	8:00～21:00	9:00～14:00
日曜日	8:00～21:00	

※上記の手数料無料時間以外でご利用の場合は110円の手数料がかかります。祝日、12月31日～1月3日も同様に110円の手数料がかかります。

株式等払込手数料	5,000万円未満	3/1000×1.1
	5,000万円以上1億円未満	2/1000×1.1

お取引項目	ご利用種別	単位	ご利用方法	
			インターネット利用	窓口受付 (営業担当者受付含む)
基本手数料		月額	1,100円	
発生記録(債務者請求方式)		1件	330円	550円(※1)
発生記録(債権者請求方式)		1件	330円	550円(※1)
譲渡記録		1件	220円	440円(※1)
分割譲渡記録		1件	330円	550円(※1)
変更記録		1件	220円	220円(※1)
保証記録		1件	330円	550円(※1)
支払等記録		1件	330円	550円(※1)
開示請求		1件	無料	550円(※1)
各種記録の取消・承認・否認		1件	無料	無料
特殊な変更記録(※2)		1件	2,200円	
特殊な開示請求(※2)		1件	3,300円	
残高証明書発行(※2)		1件	3,850円	
支払不能情報照会(※2)		1件	2,750円	
口座間送金決済中止		1件	550円	
口座間送金決済入金時		1件	110円	
書面請求事務代行手数料		1件	220円	

※1) 別途「書面請求事務代行手数料」をいただきます。 ※2) 所定の書面で請求等を行う場合。

○インターネットバンキング取扱い手数料

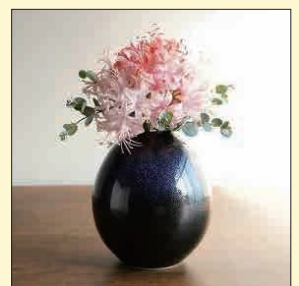
法人	ビジネスネットバンキング契約手数料	0円	
	月額利用料	1,100円	
個人	パーソナルネットバンキング契約手数料	0円	
	月額利用料	2,200円	
資金移動	振込	当組合 5万円以上	0円
		同一店内 5万円未満	
		当組合 5万円以上	110円
		本支店間 5万円未満	
	他行宛	5万円以上	330円
		5万円未満	220円
振替	当組合 5万円以上	0円	
	同一店内 5万円未満		

データ伝送(法人)	給与・賞与振込	当組合同一店内	5万円以上	0円
		5万円未満		
	総合振込	当組合同一店内	5万円以上	0円
		5万円未満		
他行宛	他行宛	5万円以上	220円	
		5万円未満		
	他行宛	当組合同一店内	5万円以上	110円
		5万円未満		
他行宛	当組合本支店間	5万円以上	330円	
	5万円未満			

*「振替」とは、同一名義人間の資金のやり取りのことをいい、インターネットバンキング上、同一支店内のみに限定します。同一人であっても、本支店間をまたがる資金移動は「振込」として扱います。

プレゼントコーナー

◇今回のプレゼントはたち吉の「青輝天目 花生」をご用意いたしました。抽選で20名様にプレゼントいたします。奮ってご応募ください。ご希望の方は、ハガキに住所・氏名・電話番号・最寄の当組合支店名をご記入の上、下記住所あてお送りください。(令和5年9月30日 消印有効)
*宛先 〒130-0005 墨田区東駒形4-5-4
中ノ郷信用組合 総務部総務課 プレゼント係
抽選結果は発送をもって代えさせていただきます。(発送は令和5年10月末を予定しております)
なお、当組合に対するご意見、ご質問等がございましたら、ハガキにご記入願います。
◇プレゼントコーナー当選者
令和4年7月発行のディスコロジー誌「プレゼントコーナー」当選者20名様に、たち吉の「水音 小鉢(5個)」をお送りいたしました。



「青輝天目 花生」

◆お客様相談コーナーを
設置しております お客様からのご意見、ご要望にお応えするため、各営業店に「お客様相談コーナー」を設け、当組合のホームページからもご意見・お問い合わせを受け付けております。ご相談、ご質問、ご要望等がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

本ディスコロジー誌の文章・写真等の無断使用、転載を禁止します。



～みんなの街のみんなの組合～



中ノ郷信用組合

<https://www.nakanogou.shinkumi.co.jp>

発行 令和5年7月



21世紀金融行動原則

中ノ郷信用組合は環境省「21世紀金融行動原則」の署名機関です。